

水辺空間とことん活用プロジェクト

事務マニュアル

令和2年1月

埼玉県

県土整備部水辺再生課

目次	ページ
1 背景	1
2 埼玉県の取組（水辺空間とことん活用プロジェクト）	1
3 開業までの進め方（手順、内容）	2～4
4 開業後の進め方	5
5 水辺再生課内の推進体制	5
6 参考資料	
① 水辺空間とことん活用プロジェクトについて（概要）	6～7
② 埼玉県河川図	8
③ 河川空間のオープン化について（国土交通省）	9～15
④ 河川敷地占用許可準則及び運用通知	
・ 河川敷地占用許可準則	16～28
・ 運用通知（平成 11 年 8 月 5 日）	29～41
・ 一部改正通知（平成 17 年 3 月 28 日）	42～47
・ 一部改正通知（平成 23 年 3 月 8 日）	48～52
・ 一部改正通知（平成 28 年 5 月 30 日）	53～54
⑤ 埼玉県流水占用料等徴収条例の施行について	55～58
⑥ 河川利用調整協議会設置から開業まで（ひな形）	
・ 第 1 回河川利用調整協議会次第	59
・ 第 1 回河川利用調整協議会進行シナリオ	60～63
・ 河川利用調整協議会規約	64～65
・ スケジュール（原状使用）	66
・ 要望書（利活用の方針）	67～75
・ 施設使用者募集要項（公募）	76～88
・ 随意指定（参考）	89
・ 施設使用者審査配点表	90
・ 施設使用契約書	91～96
⑦ 都市・地域再生等利用区域の指定及び河川占用	
・ 都市・地域再生等利用区域等告示文	97～100
・ 河川敷地占用許可申請書	101～104
⑧ 開業案内（記者発表）	
・ 報道発表資料	105～106
⑨ 河川利用調整協議会（開業後）	
・ 実績報告（収支、集客人数、実施行事）	107～110
・ 事業計画（収支、予定行事）	111～112
・ 安全対策計画（参考）	113～114
⑩ Q & A	115～119
⑪ 開業箇所一覧	120～122

1 背景

河川敷地の占用は、従来、占用主体が地方公共団体、公共的団体、公益事業者に限られ、公園、運動場などの地域住民の福利厚生に利用する施設や道路、鉄道などの公共性、公益性のある事業のための施設などに限定されてきた。

一方、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等や民間事業者による河川敷地での営業活動を可能にする社会実験の結果を踏まえ、国土交通省では、平成23年4月に河川敷地占用許可準則を改正し、全国で都市及び地域の再生等に資する目的での河川敷地の民間活用が可能となった。

具体的には、民間事業者等が河川敷地を広場、イベント施設、遊歩道、船着場などの施設及びそれらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、キャンプ場、バーベキュー場などに利用することができることとなった。

埼玉県では、この制度を活用した「水辺空間とことん活用プロジェクト」を平成25年度から進めており、「自然豊かな水辺空間」や「川の再生100プラン」「川のまるごと再生プロジェクト」「川の国埼玉はつらつプロジェクト」などで整備した水辺空間に「新たな魅力」と「賑わい」を創出し、地域の活性化を図ることとしている。

2 埼玉県の取組（水辺空間とことん活用プロジェクト）

【取組のポイント】

- ① 前提条件として治水上支障がないこと
- ② 市町村が占用主体となること
- ③ 市町村が河川利用調整協議会を設置し運営すること
- ④ 河川利用調整協議会を通じて地域の合意形成を図ること

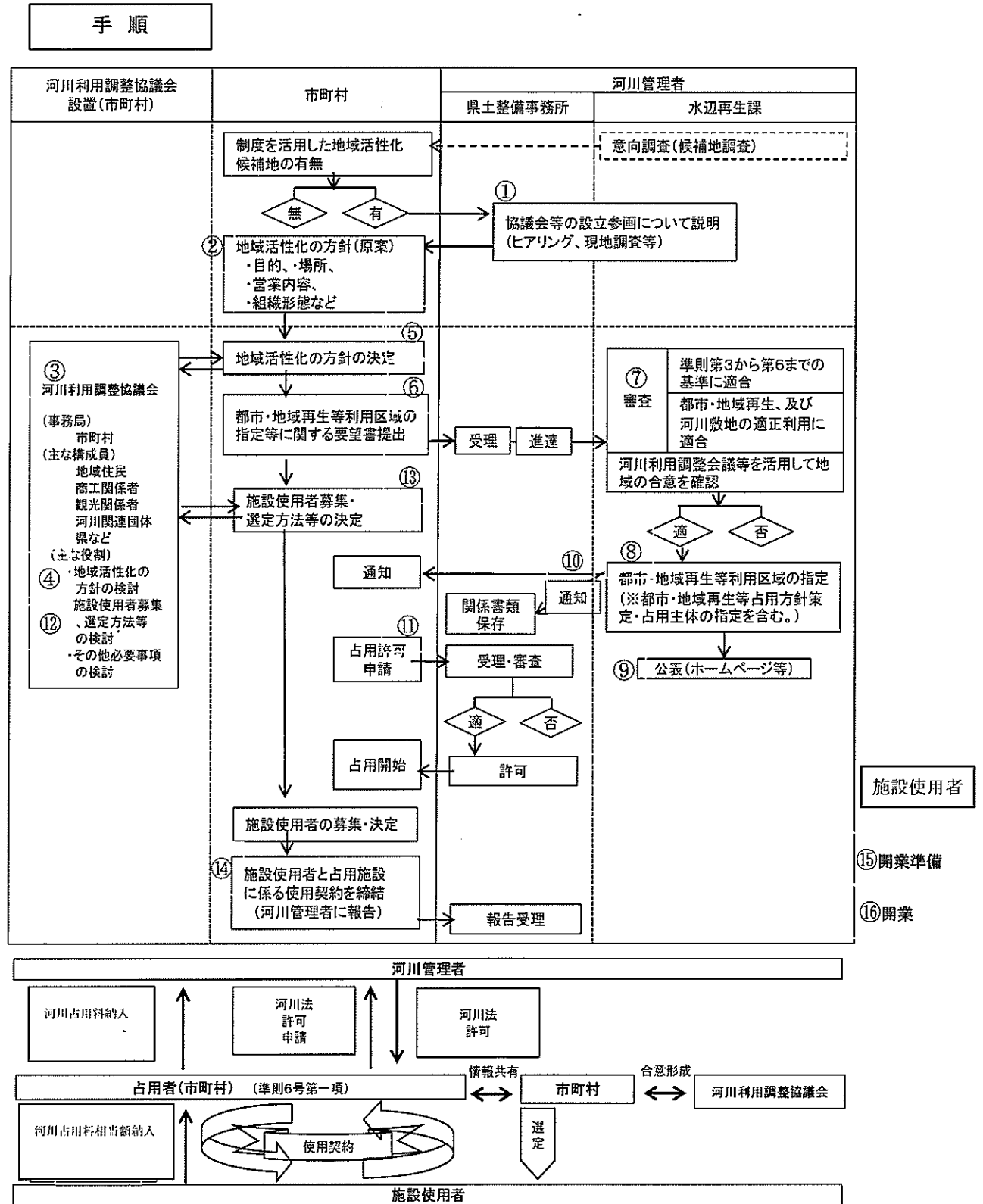
【河川敷地占用許可準則と埼玉県の運用（埼玉県方式）との相違点】

	河川敷地占用許可準則	埼玉県方式
占有者	● 公共団体等（第6） ● 協議会等において適切と認められた民間事業者（第22） ● 民間事業者（第22）	● 市町村（平成28年3月25日以降） ※協議会（平成28年3月24日以前に占有者となった協議会に限る。）
河川利用調整協議会設置者	● 規定なし	● 市町村

※ 市町村を占用主体としている理由

市町村が、占用主体となり施設を使用する民間事業者の選定や施設の管理について責任を持つことで、河川敷地の利用の公平性や施設の適正な管理を確保するため。

3 開業までの進め方



・開業までの進め方（内容）1/2

<p>① 協議会等の設立参画 （ヒアリング、現地調査など）</p>	<p>→市町村へ：制度の説明、意見交換、進め方の確認 →県土整備事務所へ：管理担当への協力要請（所長説明） →市町村長から県土整備事務所長への協力要請</p>
<p>② 地域活性化の方針（原案） などの作成</p>	<p>→市町村が作成（県アドバイス） ・目的、場所、営業内容、組織形態、スケジュール等の確認 ・規約（案）、委員の選定</p>
<p>③ 河川利用調整協議会の設置</p>	<p>→市町村が設置（県アドバイス） ・<u>県が提供する資料を参考に市町村が会議資料を準備し、会議を進行させる、その際県は、円滑に進行するように、補足説明を交えるなどして市町村をサポートする。</u></p>
<p>④ 地域活性化の方針 （要望書）の検討</p>	<p>→河川利用調整協議会により検討と合意形成（県アドバイス） ・県が提供する資料を参考に市町村が資料を準備し、説明する、 会議メンバーからの意見を反映して合意を得る。</p>
<p>⑤ 地域活性化の方針 （要望書）の決定</p>	<p>→市町村が決定 ・河川利用調整協議会にて合意した方針を市町村が決定する。</p>
<p>⑥ 要望書の提出</p>	<p>→市町村から県へ要望書を提出 ・合意した地域活性化の方針を要望書として県へ提出する。 （県土整備事務所へ提出、水辺再生課へ進達）</p>
<p>⑦ 審査</p>	<p>→市町村からの要望書の審査を水辺再生課で行う（部長決裁） ・準則第2第3～6項に適合していることを確認する。</p>
<p>⑧ 都市・地域再生等利用区域 の指定</p>	<p>→水辺再生課において起案（部長決裁） ・占用方針、占用主体を示す区域指定文書を作成する。</p>
<p>⑨ 都市・地域再生等利用区域 指定等の公表（HP掲載）</p>	<p>→部長決裁後、水辺再生課HP掲載による公表 ・占用方針及占用主体を示す区域指定文書、箇所を県ホームページで公表する。</p>
<p>⑩ 都市・地域再生等利用区域 指定通知</p>	<p>→水辺再生課から市町村、県土整備事務所へ通知 ・占用方針及占用主体を示す区域指定文書等を市町村及び県土整備事務所に通知する。</p>
<p>⑪河川敷地占用許可 ※占用者は原則市町村</p>	<p>→市町村から県土整備事務所へ事前相談のうえ申請許可 ・占用箇所及び占用期間等必要事項を市町村、県土整備事務所及び水辺再生課において調整する。</p>

・開業までの進め方（内容）2/2

<p>⑫ 施設使用者募集 検討 （選定方法の決定）</p> <p>※協議会規約に基づき「施設使用者選定等委員会」を開催</p> <p>※「施設使用者選定等委員会」の委員からは利害関係者を除外する。</p>	<p>→河川利用調整協議会（施設使用者選定等委員会）による検討、決定、選定（県アドバイス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が提供する資料を参考に市町村が資料を準備し、説明する。 ・会議メンバーからの意見を反映して合意を得る。 ・最初に随意指定、公募の判断→方針決定する。 ・随意指定の場合は理由書、公募の場合は公募要項を市町村が作成して説明し、意見を反映して合意を得る。 (公募の場合は、市町村名において公募の手続を行う。) ・原則、随意指定及び公募の際は、施設使用希望者からの委員への説明（プレゼン）後、各委員の審査表を集計のうえ施設使用者1者を選定する。 ・また、決定後、締結する「施設使用契約書」についても、協議会の意見を聞き決定する。
<p>⑬ 施設使用者募集 決定 （選定方法の決定）</p>	<p>→市町村が施設使用者を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川利用調整協議会により選定した施設使用者を市町村として決定する。
<p>⑭ 施設使用契約</p> <p>※占用者は原則市町村</p>	<p>→市町村と施設使用者で施設使用契約を締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用者である市町村と施設使用者の間で、施設使用契約を締結する。
<p>⑮ 開業準備</p>	<p>→市町村等と施設使用者で開業準備を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と施設使用者により、 <ol style="list-style-type: none"> ①地域（住民、警察、消防等）への周知、 ②開業に向けた来訪者向け案内（HPなど） ③開業準備（掲示板等施設整備、配布チラシ等）を準備する。 ④その他必要なこと一式
<p>⑯ 開業</p>	<p>→市町村、県、施設使用者による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県では開業にむけたマスコミへのPRを行う。 ・施設使用者が開業するにあたり、協議会関係者は協力、連携を行う。

4 開業後の進め方

① 施設使用契約期間中

- ・施設使用者は協議会に対し、前年度の実績報告、次年度の実施計画を報告する。
- ・協議会は年1回以上開催し、前項について協議を行い、課題についての改善を行う。
- ・協議会の協議に付すべき議題が生じた場合は、随時、協議会を開催し協議する。

② 施設契約最終年

- ・協議会（施設使用者選定等委員会）において、次年度の施設使用者の選定を行う。

5 水辺再生課内の体制

総合調整・地域連携担当 (利活用の推進)	管理担当 (利活用の規制、手続)
<ul style="list-style-type: none">➤ 水辺空間とことん活用プロジェクト全般➤ 新規開業の支援➤ 開業箇所済箇所の支援	<ul style="list-style-type: none">➤ 河川法全般➤ 河川敷地占用許可に係る県土整備事務所管理担当との調整



水辺空間とことん活用プロジェクトについて

概要 河川敷地占用許可に係る規制が緩和され、平成23年4月から都市及び地域の再生等に資する目的で民間事業者が河川敷地を利用できるようになりました。埼玉県では、この制度を活用して水辺空間に「新たな魅力」と「賑わい」を創出する「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進しています。

利用方法 オープンカフェ、イベント広場、バーベキュー場、移動販売、船着場など

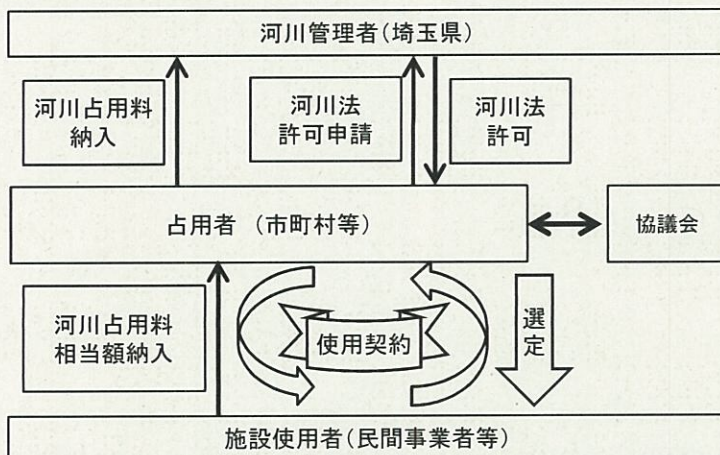


場所 埼玉県が管理する一級河川(151河川)の区域 ※ 治水上支障のない区域に限る。(参照「埼玉県河川図」の青色の河川)

許可期間 10年以内(更新も可能)

- ポイント**
- ① 市町村等が中心となり協議会を設置します。(場所や営業内容等に関する”地域活性化の方針”を地元等と調整します。)
 - ② 地域振興のために営業活動できる区域(都市・地域再生等利用区域)を知事(河川管理者)が指定します。
 - ③ 占有者が民間事業者等へ貸し出します。 ※本県では、原則、市町村等公的団体が占有者となります。

■手続きの流れ



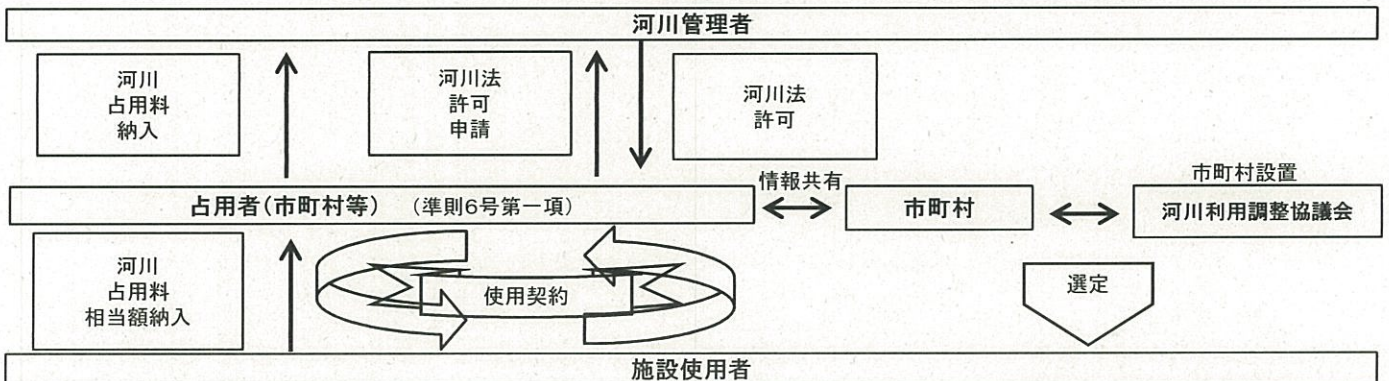
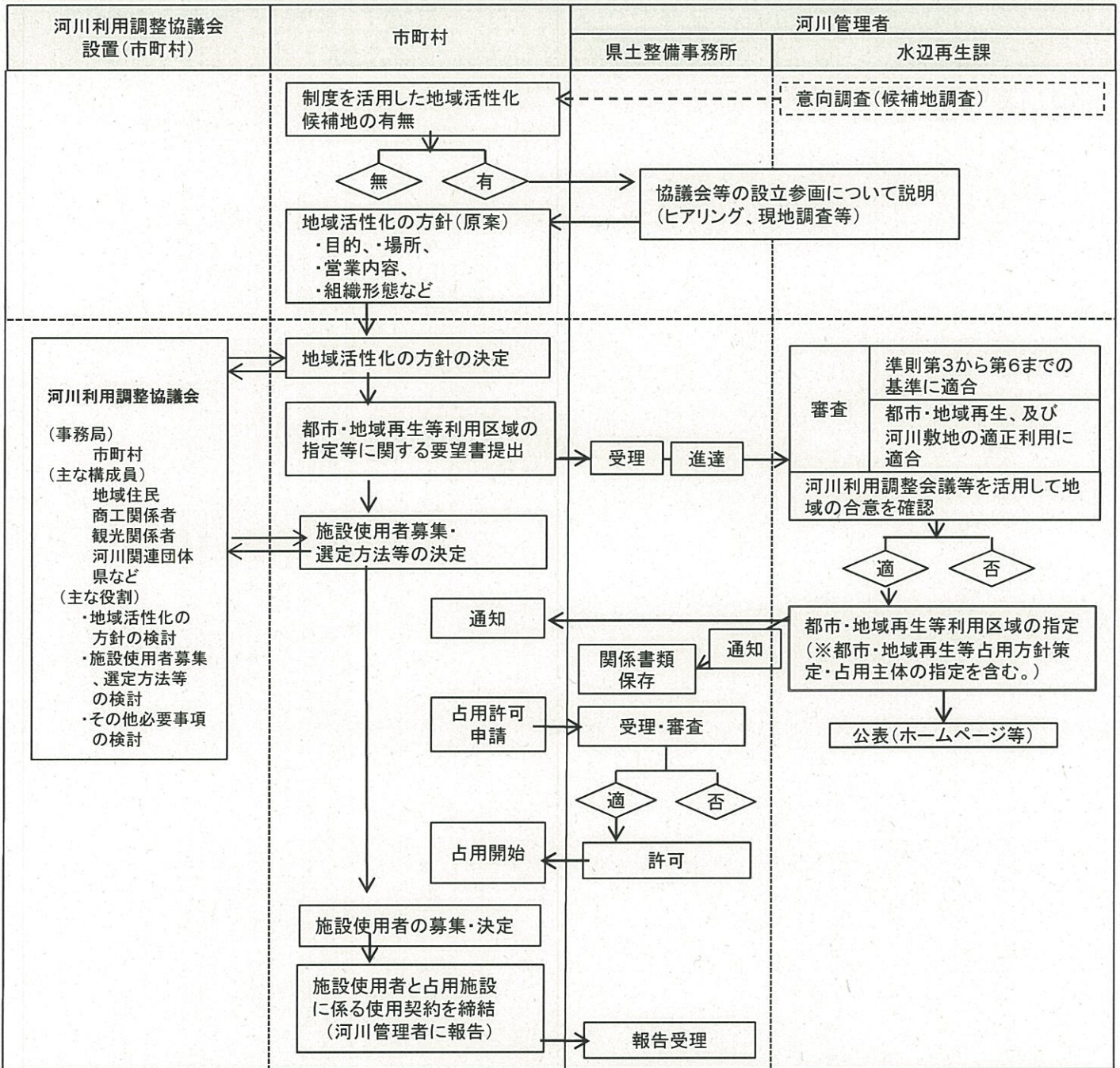
○河川占用料

区分	占用施設の例	占用料
1	建物の敷地の用に供する土地 飲食店、売店、オープンカフェ等	年額 360円/㎡
2	工作物の敷地の用に供する土地 移動販売車、簡易販売施設(テント、屋台等)、自動販売機 飲食店等に付帯する軽易な設置物(イス、テーブル等) イベント施設、洗い場、便所等	年額 160円/㎡
3	河川敷地を原形のまま占用させる土地 広場、キャンプ場、バーベキュー場及びこれらに附属する駐車場等	年額※ 1500円/a

※1a(アール)=100㎡、端数はa単位で切り上げ

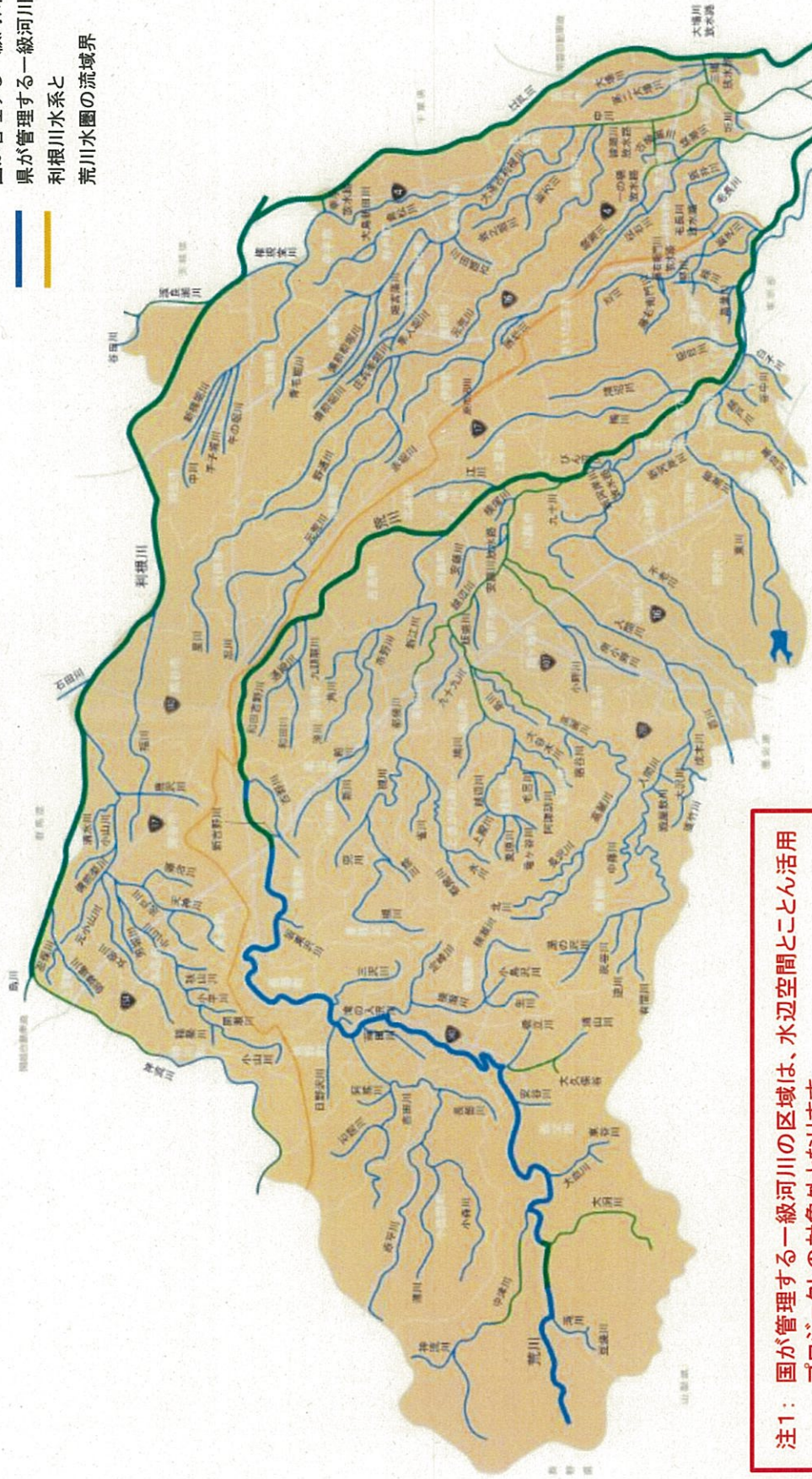
問い合わせ先 埼玉県県土整備部水辺再生課 総合調整・地域連携担当
電話048-830-5112(直通)
制度等の詳細については、埼玉県水辺再生課ホームページをご覧ください。

都市・地域再生等利用区域における占用許可手続き等の流れ



埼玉県河川図

— 国が管理する一級河川
— 県が管理する一級河川
— 利根川水系と
 荒川水圏の流域界



注1: 国が管理する一級河川の区域は、水辺空間とことん活用プロジェクトの対象外となります。
注2: 鶴ヶ島市内は、一級河川が流下しておりません。



平成23年3月8日
国土交通省河川局水政課

河川空間のオープン化について

(地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和)

河川敷地の占用については、これまで社会実験として一部の河川について営業活動を行う事業者等の利用を可能としてきましたが、昨年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略をふまえ、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用を可能とするため、別添のとおり河川敷地占用許可準則を一部改正しましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省河川局水政課 河川利用企画調整官 山田 博史
TEL 03-5253-8111 内線35212
直通 03-5253-8440

河川空間のオープン化（地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和）

H14年
全国都市
再生のため
の緊急
措置

現行の河川占用
許可準則(原則)
(H11年8月改正)

許可準則の
特例措置
(H16年3月通知)

国土交通省
成長戦略
H22.5.17

特例措置の一般化
(H23年度～)

特例措置の内容を全国で実施可能に(河川局長による区域指定不要。河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定)。

※ 河川局長が指定した区域において実施(社会実験)

占用施設
公園、運動施設、橋梁、送電線等の公共性又は公益性のある施設

占用主体
地方公共団体、公益事業者等の公的主体

占用施設
原則上の占用施設に加え、

① 広場、イベント施設等
(これらと一体をなす飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等)

② 日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体
① については、公的主体
② については、公的主体又は利用調整に関する協議会が認めた民間事業者

占用施設
原則上の占用施設に加え、

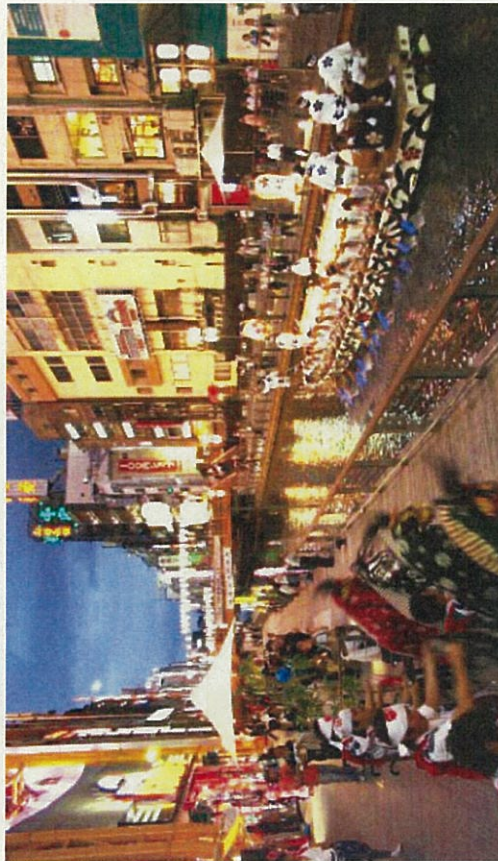
① 同左
② 同左

占用主体
①、②ともに、
・ 公的主体
・ 協議会等において適切と認められた民間事業者
・ 民間事業者

現行社会実験の概要

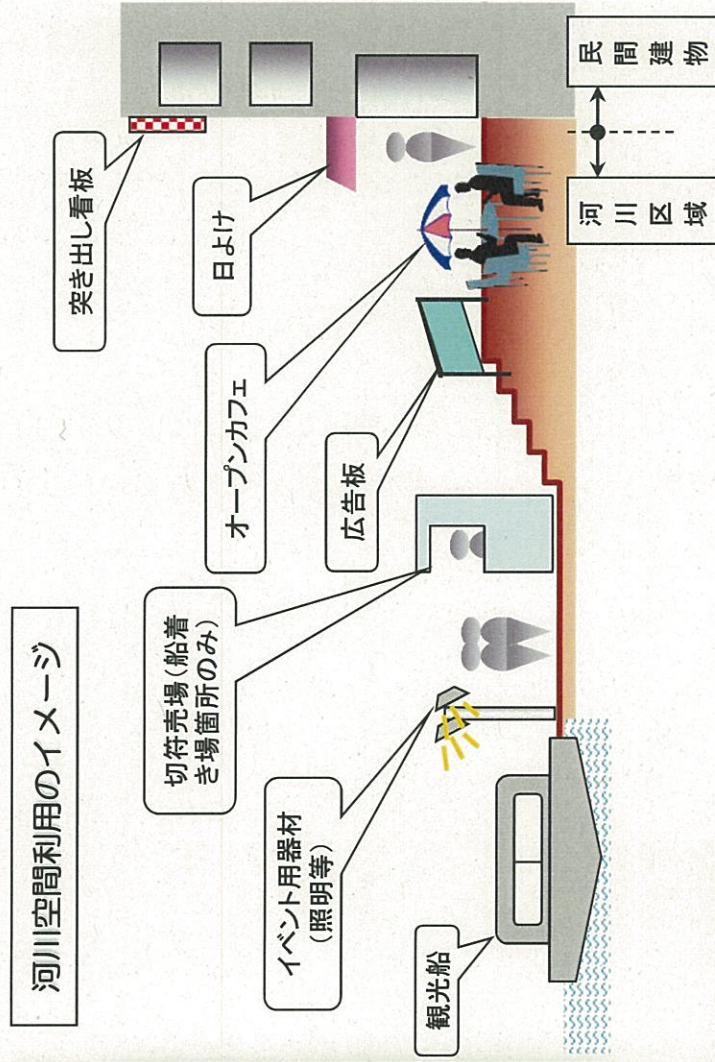
- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験（特例措置）として実施。
- 沙流川（平取町）、利根川（香取市）、堀川（名古屋市）、堂島川等（大阪市）、道頓堀川（大阪市）、箕面川（箕面市）、京橋川等（広島県）、那珂川等（福岡市）の8区域で実施。

現行社会実験の内容



道頓堀川（大阪市）

大阪市による川の両岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせた民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催



国土交通省成長戦略（平成22年5月17日策定）

○平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国で実施が可能とする。

国河政第135号
平成23年3月8日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事
札幌市長
仙台市長
千葉市長
横浜市長
静岡市長
浜松市長
名古屋市長
大阪市長
堺市長
岡山市長 〆

国土交通事務次官

河川敷地占用許可準則の一部改正について

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

別 紙

河川敷地占用許可準則の一部を次のとおり改正する。

第二に次の一項を加える。

- 4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

第六第二号中「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第十八第3項中「条件等」を「条件」に改める。

第二十一中「許可条件をいう。」の右に「以下同じ。」を、「河川管理者」の右に「又は河川監理員」を加え、「措置する」を「法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をする」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例
(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使

用者を適切に指導監督すること。

- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附 則

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

河川敷地の占用許可について

平成11年8月5日建設省河政発第67号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局
長、各都道府県知事あて 建設事務次官通達

改正平成17年3月28日国河政第139号
改正平成23年3月8日国河政第135号
最終改正平成28年5月30日国水政第33号

(平成11年制定時の通達文)

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成9年度には、河川法（昭和39年法律第167号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

- (1) 平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。
- (2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することことが重要である。この点については、平成11年3月の第2次地方分権推進計画においても、地域に密着して

いる河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。

- (3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。
- (4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

三 河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。
- (2) 平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。
- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないように、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

(平成17年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成16年11月29日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用

者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたところである。

(平成23年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(平成28年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進する観点から、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の多様な利用のより一層の促進を図るため、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(別紙)

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合において

は、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占有主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

(占有施設)

第七 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

- ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
 - 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
 - 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
 - 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
 - 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - ロ いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
 - 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第

27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
 - 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあつては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあつては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

(包括占用の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

(第十第1項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占用区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。
 - 三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

- 2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。
- 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行うおうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占有許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占有区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占有の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定め

る回数報告すること。

- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

（経過措置）

- 1 この準則の制定の際占有の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占有施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占有施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占有施設について、当該占有の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

（社会実験）

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（平成16年3月23日）付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成28年5月30日国水政第33号）

この通達は、平成28年6月2日から施行する。

河川敷地の占用許可について

平成11年8月5日 建設省河政発第68号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長。
各都道府県知事あて 建設省河川局長通達

平成11年8月5日付け河政発第67号をもって定められ、建設事務次官から貴職あてに通達された河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）については、下記の事項に留意の上、適正な占用許可の執行を図られたい。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第62号「河川敷地の占用許可について」は廃止し、平成6年9月30日付け建設省河政発第52号「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（以下「行政手続法通達」という。）の記の五1（3）中「「河川敷地の占用許可について」（平成6年10月17日付け建設省河政発第61号建設事務次官通達）」を「「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）」に改めるものとする。

記

一 準則第一について

河川は公共用物であり、また、平成9年度の河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）の改正を踏まえ、河川敷地の占用許可は、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持されるとともに、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう行う必要がある。また、河川敷地は基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、地域の意向を踏まえて行う必要がある。

このような観点から、河川敷地の占用の許可に係る基準、河川管理者の審査に当たっての手続等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを準則の目的としている。

二 準則第二について

（1）河川敷地

準則の適用対象となる河川敷地は、河川管理者が権原を有する河川区域内の土地である。

なお、占用の態様には、河川敷地の地上部分の占用以外に水面、上空及び地下部分の占有がある。

(2) 占用の許可

準則でいう「占用の許可」とは、法第24条に規定する河川敷地の占用の許可のことであり、法第23条に規定する流水の占用の許可は含まない。

(3) 占用施設

準則でいう「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいい、具体的には、準則第七第1項各号に規定する施設を指している。

三 準則第三について

占用の許可手続には行政手続法（平成5年法律第88号）の適用があり、河川管理者は、同法の定めるところにより許可手続を適正に行う必要がある。

具体的には、

- ① 占用の許可申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努め（同法第6条）、
- ② 占用の許可申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該審査を開始し（同法第7条）、
- ③ 占用の許可申請により求められた許可を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（同法第8条）こと等とされている。

なお、占用の許可に係る標準処理期間については、行政手続法通達の記の五1(14)②及び③において、地方建設局長が処分権限を有するものについてはおおむね三ヶ月を目安とし、都道府県知事が行うものについてはおおむね三ヶ月を目安として各都道府県ごとに設定することとされている。

四 準則第四について

法第23条の水利使用に関しては、堰等の工作物を設置するために河川敷地の占有が必要であるが、当該占用の許可については、水利使用の面からの判断が必要であること等から、準則を適用しないこととしている。

五 準則第五について

(1) 占用許可の基本方針

占用の許可申請が次の全ての要件に該当する場合に、河川管理者は河川敷地の占用の許可を行うことができることとしている。

- ① 準則第六に規定する占有主体が許可申請したものであること。
- ② 占有主体がその事業又は活動に必要な準則第七第1項に規定する占用施設について許可申請したものであること。
- ③ 占有の内容が、準則第八から第十一までに規定する基準に該当するものであること。
- ④ 占有の内容が、河川敷地の適正な利用に資すると認められるものであること。

②の要件については、占用主体の本来の事業又は活動を実施するに当たっての当該占用施設の設置の必要性を判断することとされたい。

④の要件については、占用の目的、個別の河川の状況、周辺の土地利用の状況等を勘案の上、判断することとされたい。

(2) 市町村等の意見聴取

① 意見聴取に係る基本的考え方

河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要がある。このため、占用の許可を行おうとする場合においては、河川管理者が当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下「地元市町村」という。）の意見を聴くこととした。なお、地元市町村から占用の許可申請がなされた場合、許可申請の内容が明らかに却下若しくは不許可とすべきものである場合又は許可申請に係る事業等に関する手続上地元市町村から得られた同意書等が許可申請書に添付されている場合には、この手続を行う必要はない。

また、占用による影響が地元市町村の区域を超えて広範囲に及ぶ場合等において、より広く意見を聴く必要があると河川管理者が認める場合には、他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとしている。

地元市町村等から意見が提出された場合には、河川管理者は、当該意見を踏まえながら、申請内容の公共性等を勘案の上、許可の可否等について最終的に判断を行うこととされたい。

② 意見聴取に係る手続

地元市町村等への意見聴取は、占用の許可申請の内容（占用施設の利用により騒音が発生するなどその周辺に大きな影響を与えることが見込まれる場合には、その旨を含む。）を示すとともに、標準処理期間等を勘案した適切な期限を付して、文書により行う必要がある。当該期限までに地元市町村等から意見が提出されない場合には、河川管理者は、意見を待つことなく許可の可否等を決定して差し支えない。

この意見聴取は、個別の申請ごとに行うほか、申請の状況等に応じて、ある程度まとめて実施して差し支えない。また、許可手続の迅速化を図る観点から、必要に応じて、更新に係る許可申請が予定されている案件等について、年度当初等に地元市町村等との連絡会議を開催することとされたい。

また、意見聴取を行う時期としては、例えば、地方建設局の事務所長専決で許可を行う案件については、当該事務所において占用の内容の審査を了した時点で行うことが一般的には妥当であると考えられる。

(3) 公共性の高い占用の優先

占用の申請が複数競合した場合には、河川管理者は、公共性の高いものを優先的に許可することとしている。

また、都市公園、道路橋等の公共性の高い事業のための占用の計画が確定している場合においては、他の者に対する占用の許可は、これを抑制し、または許可期間を制限する等の適切な措置を講ずることにより、当該事業のための占用の計画に支

障を及ぼさないようにするとともに、占用に伴う補償等の問題の発生を防止するものとする。なお、当該事業のための占用の許可をするに際し、既存の占用との調整を要するときは、河川管理者が積極的に調整に努め、必要な場合は、既存の占用許可の取消し等の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な実施に資するよう努めるものとする。

六 準則第六について

占用の許可を受けることができる者を列挙している。

(1) 原則的な占用主体

原則的な占用主体として、公共性又は公益性を有する者をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類しているが、これは占用の主体となり得るものを明確化するためのものであり、どの区分に該当するかによって占用の許可の取扱いに差異は生じない。これらの者は、その本来の事業又は活動のために必要な施設であれば、準則第七第1項各号に規定する占用施設について占用することが可能である。

第三号の「水上公共交通を担う旅客航路事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく許可等を受けていわゆる水上バスの営業を行う者をいう。

第四号の「これらに準ずる者」とは、水防団体又は公益法人と同等の公共性又は公益性のある事業又は活動を行う者をいい、例えば、いわゆる第三セクターを挙げることができる。

第六号の「河川水面の利用調整に関する協議会等」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長通達）」の記一3①に規定する河川水面の利用調整に関する協議会が含まれる。

(2) 例外的な占用主体

例外的な占用主体を本文ただし書中に規定しており、準則第七第1項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等のいわゆる権利能力なき社団もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができる。これらの者に許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適格性について十分審査する必要がある。

七 準則第七について

(1) 占用施設

占用の許可の目的とすることのできる施設について規定している。第1項各号に規定されている施設に該当しない施設については、占用の許可をすることができない。

占用施設をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類し、各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占

用許可の目的となりうることを明らかにしている。

なお、許可申請がなされた施設が占用施設に該当する場合であっても、そのことにより許可申請者に占用の許可を求め得る何らかの権利が発生するものではない。

① 第1項第一号

第一号においては、河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設を占用施設としている。

イからニまでに掲げる公園等の施設は、例示に過ぎない。このことは、第二号から第六号までについても同様である。

占用施設の例示としては、ハの「キャンプ場等のレクリエーション施設」が新たに追加されている。

② 第1項第二号

第二号においては、公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、ロの「堤防の天端又は裏小段に設置する道路」を新たに追加している。この道路の占用の許可に当たっては、河川敷地と堤内地の分断等による河川利用上若しくは河川環境上の支障、水防活動等への影響又は騒音等による周辺住民への影響等に十分に配慮する必要がある。

また、イの鉄道の橋梁には、駅が設置されるものを含むことを明示している。河川舟運を振興する観点からは、当該駅と第四号イに掲げる「公共的な水上交通のための船着場」を近接して設置することが望ましい。

③ 第1項第三号

第三号においては、河川空間を活用した街づくりに資する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、ロの「河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの」及びハの「地下に設置する道路」が新たに追加されている。また、ハの「公共駐車場」は地下に設置するものである。

なお、地下に設置する道路又は公共駐車場の許可に当たっては、伏流水の流下や地下水の涵養への影響に十分に配慮する必要がある。

④ 第1項第四号

第四号においては、河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設を占用施設としている。

イの「公共的な水上交通のための船着場」については、河川舟運を促進する観点から、「河川内の船着場の使用の促進について（平成10年6月10日付け建設省河政発第58号建設省河川局長通達）」に基づき占用者以外の使用を促進するとともに、必要に応じて、船着場周辺の公園等の整備を促進することとされた。

ロの「船舶係留施設」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長通達）」記一2

(1) ③に規定する暫定係留施設を含む。なお、暫定係留施設の設置主体については、同通達記三1において、地方公共団体、第三セクター等の公的主体とされている。

ハの「港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設」は、河川区域と港湾区域又は漁港区域の重複のため設けることが必要やむを得ないものに限るものとする。

⑤ 第1項第五号

第五号においては、住民生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設を占用施設としている。

⑥ 第1項第六号

第六号においては、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を占用施設としている。

グライダー練習場等は、こうした利用形態を自由な利用にのみ委ねた場合の他の一般公衆の河川敷地の利用及び周辺住民への迷惑等を考慮し、無秩序な河川利用を回避する観点から、限定的に占用を認める途を開いているものである。

(2) 附属駐車場

占用施設には、その施設周辺の騒音の抑制及び違法駐車防止のため必要やむを得ないと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができることとしている。この場合、特に、洪水、津波等の緊急時における駐車車両の河川敷地からの避難が円滑に行われるよう必要な条件を付すこととしている。

なお、準則に適合していない既存の占用施設については、当該駐車場の占用は認めないものとする。

(3) 附属工作物

占用施設には、必要に応じて、当該占用施設の利用者の利便性を向上するための売店、便所、休憩所、ベンチ等の工作物を設置することができることとしている。第1項第一号に掲げる公園等の占用施設に限らず、例えば、同項第四号イに掲げる公共的な水上交通のための船着場に休憩所等を設置することが可能である。

売店等の工作物を設置する必要性及び設置する工作物の種類等については、占用施設の本来的性格、利用実態等を勘案して判断されたい。

八 準則第八について

(1) 治水上又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の栽植、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、このような行為を伴う河川敷地の占用に当たっては、当該支障を生じないことを占用の許可の基準としている。なお、工作物の設置については法第26条第1項の許可が、樹木の栽植については法第27条第1項の許可が必要であり、これらの許可を占用の許可と同時に行うこととしている。

(2) 治水上の支障に係る技術的判断基準

治水上の支障に係る技術的判断基準を第一号から第五号に掲げるとおりとし、河川管理者は、許可申請に係る河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断すべきこととしている。ただし、高規格堤防特別区域等については、通常の河川敷地とは異なる土地であることから、これらの基準は適用しない。

なお、法第26条第1項の許可の基準としては、他に河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）及び工作物設置許可基準（平成6年9月22日付け建設省河治発第72号建設省河川局治水課長通達）がある。

第3項に規定する「別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準」とは、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成10年6月19日付け建設省河治発第44号建設省河川局治水課長通達。以下「植樹基準」という。）」を指している。

九 準則第九について

占用の許可の基準として、他の一般公衆の河川敷地の利用を著しく妨げないこと、及びいわゆるパブリックアクセスが必要に応じて確保されなければならないことを定めている。

河川敷地の占用によって、一般公衆が河岸や水面に行くことが妨げられないように、また、河川管理者が必要な管理を行うに当たって支障を生じないようにしなければならない。このため、当該河川の状況等を勘案しながら、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用を認めない区域を設けるほか、占用区域の中に一般公衆及び河川管理者が自由に通行できる通路等を確保させることとされたい。

さらに、公園等の占用施設の利用や散策などの河川敷地の一般公衆による自由な利用を増進するため、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用施設相互の連絡歩道や便所、ベンチ、木陰を生み出す樹木等を確保させることとされたい。

十 準則第十について

法第16条の2第1項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用の許可の基準としている。

なお、河川の保全又は利用に係る計画の例としては、河川環境管理基本計画を挙げることができる。

第2項においては、河川環境管理基本計画における自然ゾーン等については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならないこととしている。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能である。

十一 準則第十一について

河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占

用の許可の基準としている。

十二 準則第十二について

占用の許可の期間については、当該占用の目的を達成するため合理的にして、かつ、必要最小限度の期間を準則第十二に規定する期間の限度内において設定することが必要である。準則第十六に規定する包括占用についても、10年以内で、同様の考え方により許可の期間を設定する必要がある。

十三 準則第十三について

(1) 許可の内容の基本的考え方

許可の内容は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切なものとするよう許可申請の内容を十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、占用の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。

(2) 許可条件

占用の許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付するものとする。なお、当該許可条件は、法第90条の規定により、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならないこととされている。

特に、次の事項に配慮し、必要な条件を付することとされたい。

- ① 当該占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講じさせるものとする。
- ② 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるようにさせること。
- ③ 占用施設がその設置目的を達成するために必要な維持管理を十分に実施させること。
- ④ 非営利の愛好者団体等いわゆる権利能力なき社団に対して占用を許可する場合には、その団体の構成員以外の利用目的を同じくする者に対しても平等に開放させるものとする。
- ⑤ 当該占用により河川の水質に影響を与えるおそれがある場合には、水質を保全するための措置を講じさせるものとする。たとえば、農薬を使用している河川敷内ゴルフ場の排水が直接河川に排出されることのないよう池等を設置させるものとする。
- ⑥ 当該占用の結果、騒音等により河川及びその周辺的环境に影響を与えることとなるおそれがある場合には、騒音防止策等を講じさせるものとする。
- ⑦ 当該占用施設の利用者により排出されたごみが適正に処理されるよう措置させるものとする。
- ⑧ 小動物の移動の場所を確保するため上下流方向に緑地を連続して残す等生態系の連続性の確保に配慮させるものとする。

⑨ 学校等が設置し、管理している運動場等について、占用の目的を達成するために必要のない時間は一般公衆に開放させるものとする。

(3) 占有状況等の確認

占有の許可の後、河川巡視の際に占有が許可の内容どおりに行われているかどうかについて監視するとともに、占有の許可を受けた者から写真を提出させること等により必要に応じて占有状況の報告を求め、占有の状況及び許可条件の履行状況の確認を行う必要がある。

(4) 監督処分等

占有の許可を受けた者が法又は許可条件（法第24条のほか第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合等においては、当該状況を是正させる必要がある。河川管理者は、このような状況を発見したときには、河川巡視員による口頭指導、法第77条第1項の規定に基づく河川監理員による是正措置の指示、法第75条第1項の規定に基づく許可条件の変更、原状回復命令、許可の取消し等の監督処分又は行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を、状況に応じて適正に実施することとされたい。

十四 準則第十四について

河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先するほか、地域社会の状況変化等に対応した適正なものとする必要がある。このため、占有の許可の更新に当たっては、準則に従って適正な運用を行う必要があり、河川管理者は、準則第五から第十一に規定するところにより更新の許可の判断を行い、必要に応じて、準則に適合させるための指導、従前よりも短い許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとることとされたい。

十五 準則第十五について

工事、季節的な行事又は仮設物等のための一時的な占有については、この準則に適合しない場合においても河川管理者の判断で許可することができることとしている。なお、この場合においても、占有許可手続を不要とするものではない。

十六 準則第三章について

第三章には、包括占有の特例について規定している。これは、平成11年3月26日の第2次地方分権推進計画において、地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断できるようにするための包括占有許可を実施すべきこととされたことに対応するためのものである。

包括占有許可については、本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用されたい。

十七 準則第十六について

河川管理者は、市町村に対して、治水、利水、河川環境の保全等の河川管理上の

支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとしている。

包括占用の許可の対象とする区域（以下「包括占用区域」という。）については、占用主体となる市町村の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該市町村と河川管理者が協議して決めることとしている。ただし、準則第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

なお、第1項において準則第二第3項において定義されている「占用施設」ではなく、「占用施設に該当する施設」という用語を使用しているのは、包括占用の申請及び許可の段階においては、包括占用区域内に設置する施設が具体的に確定していない場合があるためである。このことは、準則第十八及び第十九においても同様である。

十八 準則第十七について

包括占用区域の具体的利用方法は、準則第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の範囲内であるとともに、特に次の要件に該当する必要がある。なお、これらの要件以外に治水上の基準等の準則第二章に定める占用許可の基準の適用があることは当然である。

- (1) 準則第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものであること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿ったものであること。なお、基本的な方針が定められていない場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の規定に基づき議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想又はその他の議会の議決を経て定められた計画等に沿ったものであること。

この要件は、市町村の包括占用による河川敷地の利用方法について、議会の関与等により公認された計画的なものであることを担保しようとするものである。

十九 準則第十八について

(1) 包括占用区域の施設設置者による使用

包括占用の許可を受けた市町村は、包括占用区域を自ら使用するほか、準則第六に規定する者にその全部又は一部を、準則第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができる。この場合、準則第六に規定する者の施設の設置についても準則第十七に規定する計画等に沿ったものであることが必要である。

なお、包括占用以外の占用については、占用許可を受けた者が第三者に施設の設置をさせることは認められない。

(2) 使用契約

市町村が第1項の規定に基づき包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該市町村と施設設置者との間において包括占用区域の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結しなければならない。また、市町村は、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないこととしている。使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

使用契約には、第3項に規定する事項以外にも、包括占用区域の適正な活用及び維持管理の観点から、また、市町村と施設設置者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。例えば、施設設置者が包括占用区域に工作物を設置するために法第26条第1項の許可申請を河川管理者に行う場合には、市町村を経由しなければならないこと、を記載することが考えられる。

二十 準則第十九について

(1) 包括占用の許可申請

包括占用の許可申請の手続は、一般的な占用の許可と同様であり、法令上必要な書類を河川管理者に提出する必要がある。したがって、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号。以下、「規則」という。）第12条に規定するところにより、規則別記様式第八の（甲）及び（乙の2）並びにその他の必要な図書を提出する必要がある。

また、包括占用区域の利用方法が、準則第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等に沿っていることを河川管理者が確認するため、申請書に当該基本方針等を添付することとしている。準則第十第1項に規定する河川整備計画等の計画については、河川管理者において把握しているため、申請書に添付する必要はない。

なお、規則別記様式（乙の2）中「2 占用の目的及び態様」の欄には、準則第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の範囲内で、当該基本方針等に沿った利用方法であることが判明するように記載すれば足り、「3 占用の場所」及び「4 占用面積」の欄には、それぞれ包括占用区域の所在地及び面積を記載することになる。

(2) 包括占用の許可条件等

包括占用の許可条件としては、第2項に規定するもののほか、

- ① 包括占用区域の具体的利用方法を決定又は変更した場合には、当該利用方法を河川管理者に報告すること
- ② 使用契約を締結又は変更した場合には、当該契約の内容を河川管理者に報告すること、

等の条件を付す必要がある。

なお、包括占用の許可を行う場合には、準則第五第2項に規定する市町村の意見聴取に係る手続を行う必要はない。

(3) 包括占用区域等の公示

包括占用の許可を行った包括占用区域については、許可を受けた市町村又は施設設置者が施設を設置するほか、その日常の維持管理を行うこと等から、現場に看板を設置するなどの適切な方法により、当該包括占用区域の範囲及び許可の内容について公示することとしている。なお、市町村が公示措置を行うこととする場合には、その旨を許可条件に明記されたい。

二十一 準則第二十について

(1) 工作物の設置等の許可申請

包括占用区域において工作物の設置等を行おうとするときは、包括占用の許可を受けている場合においても、法第26条第1項等に規定する河川管理者の許可が必要である。工作物の設置等を行う者が、市町村である場合には当該市町村が、施設設置者である場合には当該施設設置者が市町村を経由して、当該許可申請を行うこととなる。

また、河川敷地の利用について市町村が主体的に判断できるようにするという包括占用の趣旨にかんがみ、治水上の支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとしている。

(2) 治水上支障が小さい工作物の設置等の許可

治水上の支障が小さいと見込まれる工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数について条件を付すこととしている。

なお、工作物又は樹木の治水上の支障の程度については、申請ごとに個別に判断する必要がある。また、樹木の植栽の範囲等については、植樹基準に定めるところにより判断することとしている。

二十二 準則第二十一について

施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合等においては、当該施設設置者に対するほか、占用主体であり、かつ、当該施設設置者の指導監督を行うべき市町村に対しても、監督処分等を状況に応じて適正に実施することとしている。

二十三 附則について

既存の占用施設に関する経過措置を定めるものである。

既存の占用施設のうち、準則に適合しないものについては、当該占用の実態、経緯等を勘案して、具体的な是正計画を樹立し、準則に適合するものとなるよう適宜措置するものとする。

また、これらの占用の許可の期間については一年以内とすることが望ましい。

二十四 その他

準則の取扱いについて疑義が生じた場合は、あらかじめ建設省河川局担当課と協議することとされたい。

河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成17年3月28日 国河政第140号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
各都道府県知事、札幌市長、横浜市長、大阪市長あて
国土交通省河川局長通達

標記については、平成17年3月28日付け国河政第139号をもって、国土交通事務次官から通達されたが、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村長に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることから、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援すること、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が制定されたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を見直したものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二 準則改正の視点について

- 1 自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、その観点から、占用施設をその性格に応じて、6分類から8分類へ見直したものである。
- 2 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置

を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期待し、また、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるよう、包括占用許可対象者の拡大など包括占用制度を改善するものである。

- 3 河川敷地が存する市町村（特別区を含む。「地元市町村」という。）への意見聴取を河川管理者の判断で一部不要とすることができることとするほか、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じ、準則の特例として社会実験を行うことができるようにするものである。

第二 準則について

一 準則第五について

この改正は河川行政実務の実態に即して地元市町村への意見聴取に係る手続きを見直したものであるが、次の占用施設に関する占用許可に当たっては、河川管理者の判断で、地元市町村への意見聴取を不要とすることができるものである。

1. 準則第七第1項第二号に定める公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設のうち継続するもの
2. 同項第七号に定める住民の生活又は事業のために設置がやむを得ないと認められる施設のうちの通路又は階段

なお、地元市町村への意見聴取は、河川敷地が基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要があるとして設けられたものであり、河川管理者としては占用許可に係る地域からの問い合わせに答えられるようにしておく必要があるため、占用施設を記載することとされている河川現況台帳の調製に一層努められたい。

二 準則第六について

河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等の設置が進んでいない現状にかんがみ、計画的な不法係留船対策促進の観点から、船舶上下架施設（斜路を含む。）について、当分の間、同協議会等が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た者がその整備を行う者となることとした。

なお、整備しようとする船舶上下架施設（斜路を含む。）については、計画的な不法係留船対策上必要なものに限られるものであり、整備する者については、洪水時の対応等適切な管理を行う体制を有すると認められる者であることに留意する必要がある。

また、船舶係留施設、暫定係留施設等については、専ら水面を占用するものであることから洪水時の対応はもとより当該施設の維持管理、許可終了時の撤去について適切に対応すべき旨占用許可条件に明示する必要があるものである。

三 準則第七について

占用施設をその性格に応じて、第一号から第八号までの8つに分類し、各号の具体的な施設名の例示の追加又は削除を行ったが、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることに変わりはない。

- 1 第1項第二号ハの「情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設」にはクロージャー、ハンドホール等（いずれも光ファイバー接続機器）、PHS無線通信局、電波障害用ケーブルの施設が含まれるものであり、同号ホの「公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設」については、河川に設置することが必要やむを得ないと認められる施設に限られるものである。
- 2 同項第三号は、地域における防災活動の高まりを踏まえ、「地域防災活動に必要な施設」として、「イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設、ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設」が例示されたところであるが、これらは地域防災計画等に位置付けられたものに限ることとする。
なお、防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設については、地震災害時等の利用を考慮した構造等とする必要がある。
- 3 同項第四号では、「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として、「便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等及び売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）」が例示されたところである。
なお、売店については、地方公共団体の行う地域づくりに関する計画等に沿ったものである必要がある。
- 4 同項第五号の「河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設」については、河川環境に対する意識の高まりを背景として、環境情報提供施設等の施設について要望があることに応えるものである。
- 5 同項第七号ロの「いけす」については、漁業のために設置がやむを得ないものとして実務上は一時占用として取り扱っていたものであるが、複数年にわたり設置しているものがほとんどであることから本号に例示したものである。
- 6 同項第八号において、モトクロス場については、大会の開催等その利用が一時的なものであるため、一時占用許可として取り扱っているものであり、その設置を目的とした占用案件は皆無であることから占用施設としての例示から削除したものである。

なお、モトクロスとしての河川敷の利用については、市街地から遠隔地にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地において行う大会の実施や休日を利用した練習に利用する場合などについて一時的な占用として扱うこととし、許可において、河川環境及び他の河川利用に支障を与えないよう、現況の敷地を改変せずに行うものとするなど適正に処理するべきものである。

7 舟運振興のため、同項第六号ハにおいて「荷揚場（通路を含む。）」を例示すると共に第3項において、料金所、待合所、案内板等について、公共的な水上交通のための船着場と一体をなす工作物としてその設置を認めるものとした。

四 準則第十一について

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が景観計画において景観重要公共施設に関する良好な景観の形成に必要な基準として、河川法第24条の許可の基準を定めた場合は、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならないものである旨、第2項に規定している。

また、河川環境に対する国民の要請に応えるため、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定めるよう努めるとともに、定められた当該計画に沿って河川環境の保全に一層努められたい。

五 準則第十四について

占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための申請がなされた場合については、改めて審査するものとされているが、これは、準則第十二第2項において占用の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとされているからであり、占用の許可の期間が満了することにより当然に許可されるものではなく、新たに占用の申請がなされたものとして所要の審査を行うなど適正に処理されるべきものである。

六 準則第十五について

準則第六の占用主体又は第七の占用施設に該当しないものについて、期間を限ることにより一時的な占用の許可として取扱い、同許可を繰り返し許可することにより継続して占用する扱いとしている事例が見受けられるが、このことは、本準則に適合しないものであり、許可できないものであることを明記したものである。

なお、許可にあたっては、治水上・利水上の支障及び環境保全上並びに他の者の利用との調整について十分考慮するとともに、必要に応じて条件を付すなどその適正な運用に努められたい。

また、地域等の活性化等のためのイベント利用等河川敷地を利用する案件については、一時的な占用の許可のほか地域の実情に応じた様々な取扱いがなされているところであるが、河川敷地を利用するに当たって、その工夫により、自由使用として扱うことが可能となり占用許可手続が不要となる事案や手続の簡素化が図られる事案が考えられることから、別途送付する地域等の活性化等のためのイベント利用等の事例を紹介した河川敷地利用事例集を参考にして、自由使用であるので手続は不要である例、手続を簡素化した例など地域やイベント等に応じた取扱いについて事前に定めておくなど適正な処理に努められたい。

七 準則第三章 包括占用の特例について

包括占用の特例の適用を促進するため、包括占用許可の対象を市町村から地方公共団体及び公益法人その他これらに準ずる者（当面は第三セクターが考えられる）に拡大するものである。

第十八第1項における包括占用区域の全部又は一部の使用に関し、「治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植」を目的とする場合に限り、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人に対しその使用が認められるものである。

第二十第6項において、これまで占用施設と一体をなす工作物として認めてきた利用者のための駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとされたものであるが、これは、包括占用区域のうち治水上、利水上及び河川環境の保全上支障のない範囲内で、自由に配置できるものである。

包括占用区域内における地域活性化のためのイベント開催について、工作物の設置又は土地の形状変更を伴わずに利用するときは、包括占用許可を受けた地方公共団体等がその使用を認めることで足りるものである。

地域活性化のために河川敷地を利用するにあたって、その利用について地方公共団体等が主体的に判断できる包括占用制度の活用を促進するよう、包括占用の利用に係る手引きを別途作成し送付するので包括占用の活用に努められたい。

八 附則について

社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」に該当しない占用主体、占用施設等に係る社会実験を必要と認めるときは、当職よりその旨通知するものとする。

なお、同特例措置に適合する案件については、当職が区域を指定することにより、社会実験を行うことができるので、所要の手続きを行われたい。

第三 準則の運用に当たっての留意事項

河川は地域住民等により様々な利用がなされているところであり、地域活性化等のためにますます河川の利用の促進が求められる状況となっている。そこで、河川管理者として、河川の利用について河川全体を見渡したその利用のあり方などを決めておく必要があるが、河川敷地の利用について、河川管理者が決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映するよう努めるとともに、国民の河川への親しみを醸成するよう努められたい。

また、河川管理者として、地域と連携・協力し、個々の河川の治水上の特性及び自然的社会的な個性や役割を踏まえた統一的な河川観の形成に努められたい。

なお、河川区域内の不法占用は、治水、利水、河川環境の保全はもとより他の河川利用の阻害要因となるなど様々な面で河川管理上の支障を引き起こしており、関係行政機関等と協力し、当該違法状態の解決に全力を尽くすべきであり、監督処分等の措置を強化するなど適正な管理に努められたい。

河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成23年3月8日国河政第137号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
各都道府県知事、札幌市長、仙台市長、千葉市長、
横浜市長、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、
大阪市長、堺市長、岡山市長 あて
国土交通省河川局長通知

標記については、平成23年3月8日付け国河政第135号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。
おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。これについては、都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

今般、これまでの社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである。

二 準則改正の視点について

河川局長による区域指定を要することなく、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするため、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する章を追加したものである。

第二 準則について

一 準則第二について

準則でいう「河川管理者」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条に規定する河川敷地の占用の許可を行う者であり、法に規定する河川管理者と異なる場合があることに留意されたい。

二 準則第二十二について

(1) 第1項に規定する都市・地域再生等利用区域の指定は、地元都道府県又は市町村（特別区を含む。）からの要望等を契機として行うことを想定しているものである。

また、都市及び地域の再生等のための利用には、地域活性化に資する川を活か

したまちづくりのための利用などが含まれるものである。

- (2) 第2項に規定する都市・地域再生等占用方針には、①第3項各号に掲げる施設のうちから選定した、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設名、②占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針を定めるものとする。

都市・地域再生等占用方針において第3項第十一号に該当する施設を定める場合には、地域行事など地域における都市及び地域の再生等に係るニーズを十分に踏まえ、同項第一号から第十号までに掲げる施設名に準じて具体的な施設名を記載するものとする。

都市・地域再生等占用方針において定める許可方針は、占用の許可を受けることができる施設に共通の、又は施設ごとの、各々の施設の特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めるものとする。

- (3) 第3項第一号から第十号までに掲げる施設は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設を例示したものであり、同項第十一号においてその他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設に含むものとしているものである。

第3項第四号及び第五号に掲げる船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準（平成6年9月22日付け建設省河治第72号建設省治水課長通達）第四十二及び第四十三に掲げる基準に該当するものについて占用の許可をするものである。

第3項第六号中の「等」には、自動販売機などの施設が含まれるものである。

第3項第七号、第九号及び第十号に掲げる日よけ、突出看板及び川床については、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部であることが想定されるものであり、当該建築物と一体的に適正に管理されることなどを考慮のうえ、占用を許可するものである。

第3項第八号に掲げる船上食事施設については、船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行うものであり、出水時等には当該河川敷地外に移動される、又は出水時の流水の作用、塵芥の影響及び風等の作用により船舶が転覆することなく、水位変動に対して確実に追従できる構造であることなど河川管理上支障のないものについて占用を許可するものである。

- (4) 第4項は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者の類型を河川管理者が選択できることとしたものである。

第4項第一号に掲げる「第六に掲げる占用主体」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、当該公的占用主体が占用施設を施設使用者に使用（施設の設置を目的とする使用を含む。以下（4）において同じ。）をさせる場合にも、当該公的占用主体が使用をさせる事業者の選定及び施設の管理について責任を持つことになるので、公平性等を確保した河川敷地の利用の調整及び占用施設の適正な管理が図られることが期待される。

第4項第二号に掲げる「営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適

切であると認められた者が占用主体となることから、公平性等の確保が図られることが期待されるものである。なお、協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

第4項第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うものである。このため、同号に掲げる者を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者自らが、必要に応じて利用調整を行うとともに、将来にわたる占用施設の適正な管理を担保する必要があることに留意する必要がある。

第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などである。

- (5) 第5項は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。以下（5）において同じ。）をしようとするときは、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり、公平性、公益性の確保の観点から河川管理者の判断のみによることなく指定をすることとしているものである。

なお、地域の合意を図るに当たっては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

- (6) 第6項は、河川敷地の占用にあつては、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当するときに許可できるものであるが、都市・地域再生等利用区域の指定に当たって、具体的な占用内容の如何にかかわらず、治水上又は利水上の支障等があると判断される区域はあらかじめ除外するよう規定したものである。

第6項に規定する「治水上又は利水上の支障等が生じない」とは、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当することである。

- (7) 第7項に規定する「公表」は、ホームページ掲載などインターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

三 準則第二十三について

準則第二十三は、都市・地域再生等利用区域において、準則第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が、占用の許可を申請した場合において、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができることとしたものである。

占用の許可をするに当たっては、都市・地域再生等占用方針に定める許可方針等を踏まえ、準則第十三第2項に基づき許可条件を付すものとする。

四 準則第二十四について

準則第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあつては、準則第十二第1項と同様に十年以内を、準則第二十二第4項第二号及び第三

号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあつては、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例として営業活動を行う事業者等に占用を許可することとなることを踏まえ、三年以内を占用の許可の期間としているものである。

なお、営業活動を行う事業者等による事業の安定性等を勘案し、適切な許可の期間とすることが必要である。

五 準則第二十五について

(1) 第1項は、準則第二十二第4項第一号に掲げる都市・地域再生等占用主体が、その占用施設を自ら使用するほか営業活動を行う事業者等に使用させることができることとしているものである。この営業活動を行う事業者等による使用には、当該事業者等が施設を設置して使用する場合と当該事業者等が施設を設置することなく占用許可を受けた者が設置した施設を使用する場合があるものである。

(2) 第2項は、占用施設を施設使用者に使用させることを含む占用を許可する際に、準則第十三第2項に基づき付すべき許可条件を規定しているものである。

第2項第二号は、施設利用料を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることを許可条件として付すこととしているものである。なお、施設の維持管理のために充てる費用には、イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含むものである。

(3) 第3項は、第1項に基づき占用施設を使用させる場合には、占用の許可を受けた者は占用施設を使用する者と使用契約を締結しなければならないとともに、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないとしているものである。なお、使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

(4) 第4項は、使用契約に記載すべき基本的事項を規定しているものであり、占用施設の適正な活用及び維持管理の観点、使用契約締結者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。

(5) 第5項は、施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合等においては、施設使用者に対しても監督処分等を状況に応じて適正に実施するものであることを明示しているものである。

六 準則第二十六について

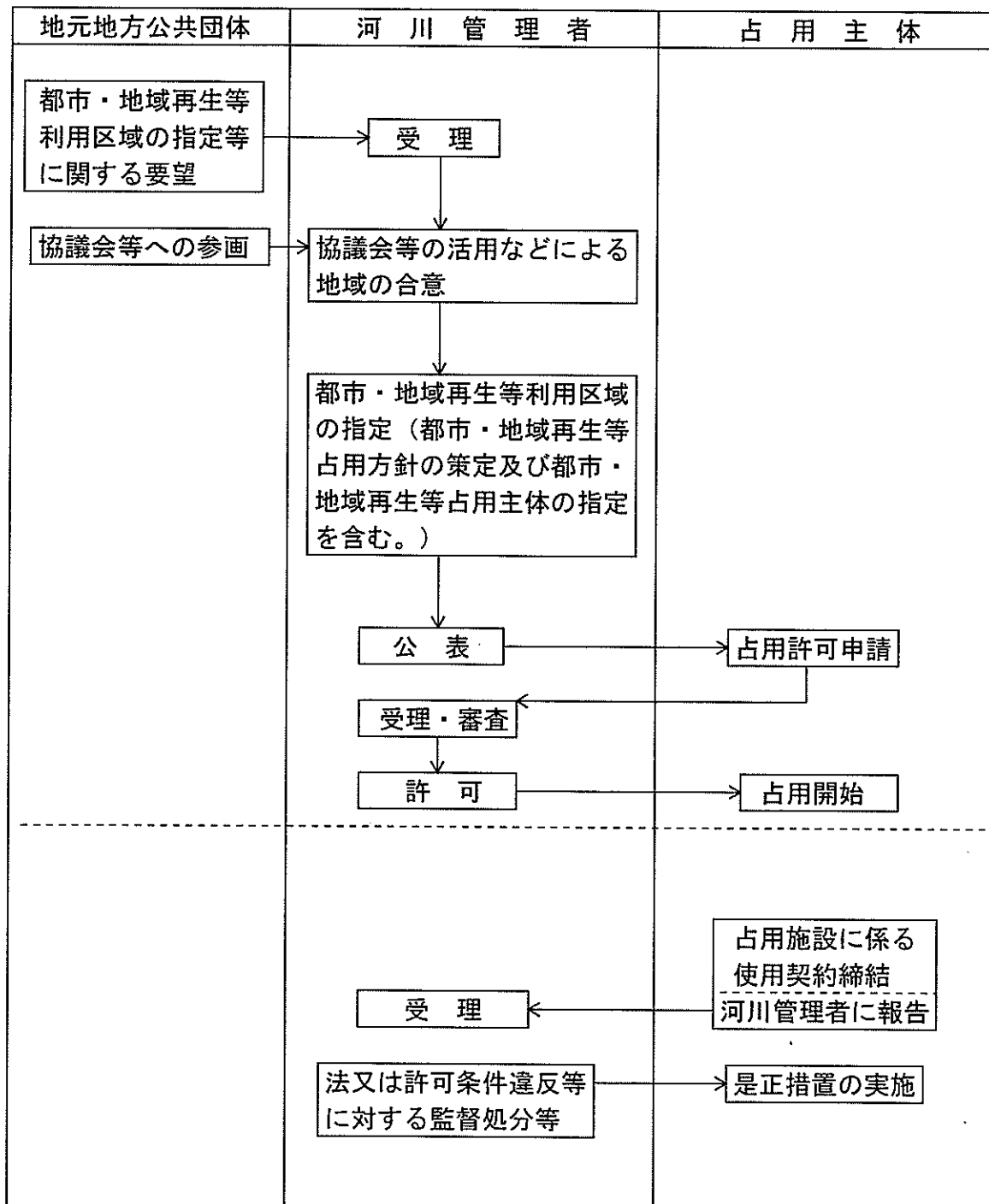
準則第二十六は、許可に関する基準等が第二十三の占用に適用にされることを改めて明示したものである。

七 附則について

第6項は、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達）記第七において、特例措置の実施期間は、平成23年度末までとし、占用施設に係る占用の許可の期間は、実施期間の範囲内で定めることとしていることから、平成23年3月31日時点において同通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、特例措置が平成24年3月31日まで効力を有することを、経過措置として規定したものである。

第三 準則第四章に規定する占用に関する手続等について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する手続等の流れは、以下のとおりである。



河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成28年5月30日国水政第34号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事、札幌市長、仙台市長、千葉市長、横浜市長、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、大阪市長、堺市長、岡山市長、熊本市長 あて
国土交通省水管理・国土保全局長通知

標記については、平成28年5月30日付け国水政第33号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。
おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

今般、「資源としての河川利用の高度化に関する検討会（座長：小幡純子上智大学法科大学院教授）」において、魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべきであるという取りまとめがなされたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二 準則改正の視点について

都市・地域再生等占用主体が営業活動を行う事業者等である場合について、占用の許可の期間を公的主体と同程度にまで延長することで、民間による河川敷地の有効利用の一層の促進を図るものである。

第二 準則について

一 準則第二十二について

(1) 河川管理者は、第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」（以下「事業者等」という。）を都市・地域再生等占用主体に定めようとするとき（継続しようとするときを含む。）は、特に次の事項に配慮し、当該占用が都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められる必要があ

ることに留意するものとする。

- ① 河川敷地の利用調整における公平性及び透明性を確保する観点から、例えばあらかじめ事業者等の選定にあたっての審査事項を明らかにした上で公募を実施するなど、多様な事業者等の参入促進及び選定過程の透明化を図ること。
 - ② 将来にわたる占用施設の適正な管理（占用期間満了等に伴う占用施設の除却及び河川の原状回復（以下「原状回復等」という。）を含む。）を確保する観点から、例えば次に掲げる資料を事業者等から提出させ、経営や会計等に関し専門的知識を有する者からの意見を求めるなど、都市・地域再生等占用主体として行おうとする事業の安定性を確認すること。
 - (ア) 収支計画書、決算書、事業計画書その他の経営状況や事業内容等に関する資料
 - (イ) 原状回復等に係る費用の合理的な見積書、資金計画書、撤去計画書その他の原状回復等に関する資料
- (2) 第二項に規定する都市・地域再生等占用方針において定める許可方針には、占用の許可の後、占用の許可を受けた者から決算書等を提出させるなどの方法により、適宜、経営状況等の確認を行うことを定めるものとする。
 - (3) 都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。）は、占用の許可の期間が満了することにより当然に継続されるものではなく、継続しようとするときには、新たに指定する場合と同様に、公募による新規参入希望者の確認や所要の審査、地域の合意など適正に処理すること。

二 準則第二十四について

都市・地域再生等占用主体による占用にあつては、準則第十二第1項と同様に十年以内を占用の許可の期間としているものであり、当該占用の目的を達成するため合理的かつ必要最小限度の期間を設定するものとする。

埼玉県流水占用料等徴収条例の施行について

平成25年9月25日通達水辺第212号

各県土整備事務所長あて県土整備部長通達

- 1 条例第3条第1項の規定に基づく免除については、次の事項に基づきその適用を判断するものとし、疑義があるものについては、県土整備部長に協議すること。
 - (1) 「公共団体」とは、次の者をいうものであること。
 - ア 都道府県、市町村等の地方公共団体
 - イ 土地改良区、水害予防組合、健康保険組合等の公共組合
 - (2) 「公共的団体」とは、独立行政法人、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、赤十字社、社会福祉法人等の厚生社会事業団体、学校法人、体育協会等の文化教育事業団体等公共的な活動を営む団体をいい、法人であるか否かを問わないものであること。
 - (3) 営利を目的としない事業について
国、公共団体又は公共的団体の行う事業は、一般的には営利を目的としない事業に該当するが、これらの者の行う事業であっても、その経営の状況がこれら以外の者の行う営利を目的とする事業の経営とほぼ同様であるものについては、営利を目的とする事業に該当するものとして取り扱うこと。
 - (4) 東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社の取扱いについて
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条1号、2号、4号に該当する事業及びこれらに付帯する事業については、占用料を免除する。
- 2 条例第3条第2項の規定に基づく減免の基準は、別記1のとおりとする。

別記1の基準に基づき減免する場合は、規則第2条に規定する流水占用料等の減免申請は要しない。

別記1の基準の適用に疑義があるものについては、県土整備部長に協議すること。

別記1の基準に該当するもの以外で、減免申請のあったものは、当該申請書の写し、参考資料及び所長の意見を付して県土整備部長に協議のうえ処理すること。
- 3 条例第4条ただし書の規定に基づく分割の徴収について
規則第3条の流水占用料等分納申請書の提出があった場合は、当該申請書の写し、参考資料及び所長の意見を付して県土整備部長に協議のうえ処理すること。
なお、ゴルフ場に係る占用料の徴収は、当分の間年2回に分割して徴収することができるものとし、調定の時期は、9月及び3月とする。この場合においても分納申請書に基づき処

理することになるが、上記にかかわらず県土整備部長への協議は要しない。

- 4 条例別表第1備考第2号の規定により占用料の額を定める必要がある場合は、参考資料及び所長の意見を付して県土整備部長にその額の決定を依頼すること。
- 5 都市・地域再生等利用区域において、都市・地域再生等占用主体に対し占用の許可を行う場合の土地の占用料の取扱いについては、条例別表第1備考第2号の規定に基づき、別記2のとおりとする。
- 6 条例別表第1備考第3号の規定に基づく月割計算は、占用期間の初日から起算して翌月の応答日の前日までを1か月とし、以下同様に計算し、最後に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて1月とする。
- 7 条例別表第1備考第6号の「一件の流水占用料及び土地占用料の額」は、占用の全期間に係る占用料の額でなく、1年間の占用料の額により判断すること。

別記1

埼玉県流水占用料等徴収条例第3条第2項の規定に基づく流水占用料等の 減免の基準

流水占用、土地占用又は河川産出物採取が、次の各号に掲げるものである場合は、当該流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料を免除する。

- 1 飲料用水のために行われるもの
- 2 農業用の用排水のために行われるもの
- 3 消防用設備のために行われるもの
- 4 鉄道施設のために行われるもの
- 5 通路のために行われるもの
- 6 河川法(昭和39年法律第167号)第8条に規定する河川工事の施行に伴い、当該工事の期間内に行われるもの
- 7 国が行う発電用の流水の占用のために行われるもの

別記2

都市・地域再生等利用区域における土地の占用料の取扱い

都市・地域再生等利用区域において、河川敷地占用許可準則第23に基づき占用の許可を受けた都市・地域再生等占用主体に対しては、埼玉県流水占用料等徴収条例別表第1に定めるところによるほか、別表第1の占用の種別の欄に掲げる占用以外の占用については、当該占用に類似する占用の種別の欄に掲げる占用に係る占用料を基準として、下記のとおり土地占用料を徴収する。ただし、占用施設を当該施設の利用者に限らず広く一般の利用に供する等、その利用形態が公共性の高いものについては、土地占用料を徴収しない。

記

1 建物の敷地の用に供する土地

占用施設 飲食店、売店、オープンカフェ等
占用の形態 商業用の建物の設置を伴い、営利を目的とする施設
占用料 年額 360円/㎡(「工場用地」の単価を適用)

2 工作物の敷地の用に供する土地

占用施設 移動販売車、簡易販売施設(テント、屋台等)、自動販売機、飲食店等に付帯する軽易な設置物(イス、テーブル等)、イベント施設、洗い場、便所等
占用の形態 簡易な構造物の設置を伴い、まちづくり又は地域づくりに資する施設
占用料 年額 160円/㎡(「工作物」の単価を適用)

3 河川敷地を原形のまま占用させる土地

占用施設 広場、キャンプ場、バーベキュー場及びこれらに附属する駐車場等
占用の形態 河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用するもので、収益性は低い施設
占用料 年額 1,500円/アール(「運動場」の単価を適用)

第1回〇〇〇河川利用調整協議会次第

日時：令和 年 月 日（ ）
時 分～

会場：

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議事

- (1) 協議会規約(案)について【資料1】
- (2) 会長・副会長の選出について
- (3) 都市・地域再生等利用区域の制度と協議会設立の目的について【資料2】
- (4) 事業内容及びスケジュールについて【資料3】
- (5) 埼玉県に提出する要望書(案)について【資料4】
- (4) その他

5 閉 会

配布資料

- 資料1 協議会規約(案)
- 資料2 都市・地域再生等利用区域の制度と協議会設立の目的について(案)
- 資料3 事業内容及びスケジュールについて
- 資料4 要望書(案)
- 参考資料 施設使用者募集要項(案)

第1回〇〇〇河川利用調整協議会（シナリオ例）

1 開会（事務局）

- ・ 第1回〇〇〇河川利用調整協議会を開催します。

2 あいさつ（市町村代表）

3 委員紹介（自己紹介）

- ・ 最初に、本日お集まりいただきました方から、自己紹介をお願いします。

（事務局→委員名簿の順）

3 議事

- ・ それでは議事へと移りたいと思いますが、その前に本日の流れについて説明させていただきます。
- ・ まず、初めに「協議会規約の決定」、「会長・副会長の選出」を行います。
- ・ 会長選出後、会長が議長となり、次第に基づき議事を進めてまいります。

（1）協議会規約（案）について【資料1】

- ・ それでは、次第「4 議事」の「（1）協議会規約について」事務局から説明します。
- ・ 【資料1】をご覧ください。（資料に基づき説明）
- ・ 御意見をお願いします。

（意見なしの場合）

ご意見が無いようなので、この規約に基づき協議会を設置いたします。

（意見ありの場合）

規約一部修正の上、協議会を設置いたします。

（2）会長・副会長の選出について

- ・ 次に会長、副会長を選出いたします。自薦他薦等、または御意見がありましたらお願いいたします。

- ・ 会長は●●様、副会長は●●様という御推薦がありますが、皆様いかがですか。(異議なし)

- ・ それでは、会長は●●様、副会長は●●様にお願いいたします。

(拍手)

- ・ これより会長を議長とし、次第に基づきまして議事を進めてまいりたいと存じます。
- ・ それでは、●●会長よろしく申し上げます。(会長就任あいさつ)

(3) 都市・地域再生等利用区域の制度と協議会設立の目的について

- ・ それでは、次第に基づき議事を進めてまいります。
- ・ 議題(3)「都市・地域再生等利用区域の制度と協議会設立の目的について」です。
- ・ これにつきまして、県の水辺再生課からの説明をお願いします。
- ・ 何か御質問はございますか

(質疑)

(4) 事業内容及びスケジュールについて

- ・ 次に「(4) 事業内容及びスケジュールについて」です。
- ・ 事務局から説明をお願いします。
- ・ 何か御質問はございますか

(質疑)

(5) 埼玉県に提出する要望書(案)について

- ・ 次に「(5) 埼玉県に提出する要望書(案)について」です。
- ・ 事務局から説明をお願いします。
- ・ 何か御質問はございますか

(質疑)

- ・ なお、この要望書(案)につきましては、各委員の皆様の団体にもと帰って

いただき、内容につきまして御検討をいただきたいと考えております。

- ・ 本日いただきました御意見のほかに御意見がございましたら、次回協議会までに事務局に御連絡をお願いいたします。
- ・ 次回の協議会では、皆様に御審議いただいた後、御承認をいただきたいと存じます。

(6) その他

- ・ 次に「(6) その他」でございますが、皆様から何かございますでしょうか。

(事務局)

- ・ 本日、皆様に参考資料といたしまして「施設使用者募集要項」をお配りしております。

- ・ 募集要項につきましては、次回、第2回協議会の施設使用者選定委員会で御審議いただくものでございますが、事前に内容を御確認いただきまして、次回協議会で御意見をいただければと考えております。

- ・ 御確認をいただく中で、不明点や疑問点がございましたら、事務局までお問い合わせいただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。

- ・ その他、何かございますでしょうか。

- ・ 議題については以上です。

- ・ 進行を事務局へお返しします。

.....

- ・ (事務局からの報告事項)

- ・ 次回の協議会の時期と内容につきまして、御説明いたします。

- ・ 次回の協議会の予定は、〇月〇旬頃を考えています。

- ・ 後日、改めて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- ・ 次に、次回の主な審議事項でございますが、本日御審議いただきました埼玉県への要望書(案)について、再度ご審議いただきますほか、同時に開催いたします「施設使用者選定委員会」の中で、「①施設使用者の選定方法について」「②施設使用者募集要項について」「③施設使用契約書について」などを御審議いただきことを予定しております。

5 閉会

- ・閉会に当たりまして、副会長から御挨拶をいただきます。
- ・以上をもちまして、第1回協議会を終了します。

●●●河川利用調整協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「●●●河川利用調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、●●●川（●●市（町村）●●地内）の河川敷において、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域の合意形成を図り、幅広い視点から意見を得ることにより活性化拠点を創造することを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、●以内とし、補欠委員の任期は、残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 協議会には、会長、並びに副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は、事業の企画立案、方針決定や報告案件がある場合、会長が招集する。

- 2 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは協議会に属さない者にアドバイザーとして出席を求め、その意見を聴くことができる。

（施設使用者選定等委員会）

第5条 協議会は、施設使用者の選定等における公平性、透明性を確保するため、会長の指名する委員をもって構成する施設使用者選定等委員会を設置するものとする。

- 2 施設使用者選定等委員会は、次の事項について協議し決定するものとする。
 - (1) 施設使用者の募集方法及び出店条件等に関する事
 - (2) 施設使用者の選定に関する事
 - (3) 施設使用者の契約解除等に関する事
 - (4) その他会長が必要と認める事項

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、●●市（町村）とし、当該事務局の庶務は●●市（町村）●●課で行う。

（その他）

第7条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮り、別に定める。

付則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

○委員

	所 属	所属役職	氏 名	備 考
1				会長
2				副会長
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	埼玉県●●県土整備事務所	担当部長		(管理担当)
13	埼玉県県土整備部水辺再生課	主 幹		(総合調整・地域連携担当)
14	埼玉県県土整備部水辺再生課	主 幹		(総務・管理担当)

○アドバイザー

1				
2				

○事務局

●●市(町)(庶務：●●市(町村)●●課)

●●●河川利用調整協議会スケジュール

	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	備考
協議会立ち上げ関係者個別説明 及び事前打合せなど	■						個別説明：随時
第1回協議会	■						協議会の趣旨説明、規約、役員の選出、スケジュールなど
第2回協議会・選定委員会		■					要望書(案)への地域合意・ 具体的な事業内容・出店条件の検討 施設使用者の選定方法 募集要項(公募)の検討 施設使用契約書(案)の検討
区域指定要望書の提出			■				市町村長
利用区域の指定				■			埼玉県(水辺再生課)
第3回協議会・選定委員会				■			公募資料の決定
公募(施設利用者)					■		公募手続(施設使用者の選定)：市町村
第4回協議会・選定委員会					■		施設使用者の選定
占用許可申請 許可						■	埼玉県(県土整備事務所)
契約・開業準備						■	占用者と施設利用者による施設使用契約 開業準備(広報、水難事故対策、関係者への情報提供など)
開業						■	施設利用者による開業

河川敷地占用許可準則の都市・地域再生等

利用区域の指定等に関する要望書

令和 年 月

●●市（町村）

(地勢)

埼玉県の●●に位置する●●市(町村)は、都心から●●(方角)約●●kmに位置しています。

(市と川との関係)

市(町)を流れる●●川は、●●や●●などを楽しむ人々でにぎわいます。

(市と川との関係)

なかでも、市(町)の●●に位置する●●川の●●地区では、休日ともなると町内外から訪れる人々でとてもにぎわっています。

こうした観光資源としての魅力を有している「●●川」の活用を更に進め、より魅力ある場所にするとともに、秩序ある河川の利用調整などの課題を解決し、地域活性化の拠点として整備していくことが求められています。

このため、●●市(町村)では、令和●年●月に策定した「●●市……総合計画」(地域活性化計画等の位置づけ)に基づき、〇〇の観点から●●川の水辺空間整備を進めるため、……河川利用調整協議会を設置して活性化の取り組みを推進してまいります。

つきましては、別紙のとおり河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和 年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

●●市(町村)長 氏 名

(別紙)

都市・地域再生等利用区域の指定等について

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川●●水系●●川における河川区域(●, ●●●m)
(埼玉県●●市(▲▲郡■町)××××番地先)

「位置図及び平面図」参照

2 都市・地域再生等利用区域における商業利用

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、●●施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、●●●、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

「資料1」参照

3 都市・地域再生等利用区域における占用主体

●●市(町村)

4 その他関連事項

(1) ●●川河川敷利用調整協議会

「資料2」参照

(2) 今後のスケジュール

「資料3」参照

都市・地域再生等利用区域 位置図

平面図

都市・地域再生等利用区域
(・・・川河川敷)

・ ・ 川河川敷 (写真)

①

②

③

都市・地域再生等利用区域における商業利用について

1 施設の名称

●●川●● (具体的な施設名称)

2 施設の形態

- ・河川敷地からなる●, ●●●m²の区域
- ・広場等を利用した飲食店等の設置

3 施設の利用

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、●●施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、●●●、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

4 施設の占用

上記の施設利用を行うにあたり、●●市(町村)を占用者とし、●●市(町村)が河川管理者に占用許可申請を行う。

5 施設の運営

●●河川利用調整協議会における施設使用者選定委員会が選定し、占用者である●●市(町村)が決定した施設使用者が施設の設置及び運営を行う。

……の河川利用調整協議会について

1 設置目的

●●川●●(施設名称) (埼玉県●●市(▲▲郡■●町村) ×××××番地先)において、市民・民間の創意工夫等を最大限生かす空間として活用するため、地域の合意形成を図り、幅広い視点から意見を得ることにより活性化拠点を創造することを目的とする。

2 構成員(別添1参照)

●●により構成する。

3 主な協議事項

- ・ 市民・民間の自由で多様な活用・取組みに対する河川等の積極的な開放など試行的取組に関する事。
- ・ 町民、民間の活動の支援及び河川景観の向上等の推進に関する事。
- ・ その他、●●川●●(施設名称)の活性化に係る事項の検討に関する事(地域活性化の方針策定など)。

(別添1)

別表

●●●河川利用調整協議会 構成員

○委員

	所 属	所属役職	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	埼玉県●●県土整備事務所	担当部長		(管理担当)
14	埼玉県県土整備部水辺再生課	主 幹		(総合調整・地域連携担当)
15	埼玉県県土整備部水辺再生課	主 幹		(総務・管理担当)

○アドバイザー

1				
2				

○事務局

●●市(町村) (●●課)

「施設名称」

施設使用者募集要項

令和 年 月

埼玉県〇〇市（町村）

〇〇〇河川利用調整協議会

目 次

1	趣旨	2 P
2	施設使用者の基本要件	2 P
3	事業場所と立地の概要	2 P
4	募集条件等	2 P
5	施設使用者の経費負担	5 P
6	保証金	6 P
7	募集方法	7 P
8	審査について	8 P
9	募集・選定に関する留意事項	9 P
10	営業開始予定	9 P
11	占有者との使用契約締結	9 P
12	問合せ先	9 P
	「施設使用参加申請書」(様式第1号)	10 P
	「位置図」別紙1	11 P
	「都市・地域再生等利用区域平面図」別紙2	12 P

1 趣旨

平成23年3月の河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者が河川敷地を利用することができるようになりました。

〇〇市（町村）では、〇〇川の河川敷地を〇〇〇として活用し、地域振興及び活性化の拠点するため、「〇〇〇河川利用調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域の合意形成を図るとともに、河川管理者（埼玉県）へ都市・地域再生等利用区域の指定要望を行い、令和 年 月 日付け、都市・地域再生等利用区域（以下「利用区域」という。）の指定を受けました。

ついでには、利用区域を〇〇市（町村）長（以下「占有者」という。）が占有し、利用区域内で、河川敷地を利用した広場、イベント施設、遊歩道、船着場、●●施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、●●●●、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設（以下「施設名称」という。）を設置し、運営する事業者（以下「施設使用者」という。）の募集を次のとおり行います。

2 施設使用者の基本要件

「施設名称」を設置し、運営する事業（以下「事業」という。）を行い、恒常的な賑わいを創出する取組を行う者であること。

また、地域と協働して良好な水辺空間の保全を行うことができる者であること。

3 事業場所と立地の概要

(1) 事業場所及び名称

① 事業場所 事業対象区域は、一級河川〇〇川（埼玉県〇〇市（△郡□町村）××番地地先）の「別紙2」に示す区域（利用区域）とする。

② 名 称 名称は、「施設名称」とする。

(2) 利用区域の面積

〇〇, 〇〇〇m²

(3) 位置図・付近見取図

別紙1「位置図」参照

別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

4 募集条件等

(1) 使用形態

「施設名称」

(2) 使用箇所及び面積

① 使用箇所 別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」に示す範囲

② 面 積 利用区域〇〇, 〇〇〇m²の範囲

施設使用者は利用区域内の土地において、工作物を設置する等の手段で排他独占的に使用する場合は、5（3）に定める算定方法により面積を算定すること。

(3) 使用期間

使用期間は、使用契約締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、協議会において更新審査を行い合意が得られた場合、かつ、河川占用に係る更新許可が得られた場合（若しくは、更新許可の見通しが立った場合）は、使用契約の更新を行うことができるものとする。

(4) 施設使用の用途

利用区域については、「施設名称」の営業を行うことができるものとする。

(5) 営業時間、定休日、周知、営業時間外の対策

① 営業時間

営業時間は、原則午前 時から午後 時までとする。ただし、季節、天候、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

② 定休日

定休日を設定し又は変更する場合、あるいは臨時休業等をする場合は、現地での表示やホームページ等への掲載など、利用者への周知を図るものとする。

③ 営業時間外の対策

営業時間外や定休日における水難事故、〇〇事故、その他運営・管理上の事故を防止するため、施設及び事業地内に人が侵入できないよう対策を講じるものとする。

(6) 使用権の譲渡の禁止

自ら営業するものとし、使用権の譲渡はできないものとする。

(7) 河川占用料

施設使用者は、毎年度開始後速やかに河川占用料相当額を〇〇市（町村）に納入するものとする。ただし、本事業を開始した初年度については、使用契約締結後速やかに納入するものとする。

(8) 施設利用者への配慮

① 目的を十分に理解して危険防止を常に意識し、雰囲気づくりに留意するとともに、良質なサービスの提供に努めること。

② 施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努めること。

③ 事業に使用する区域（以下「事業地内」という。）において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して利用者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて利用者のための十分な賠償責任保険に加入すること。

(9) 地域活性化の取組

① 地域への回遊を促すため、協議会、自治体及び地域団体・企業（観光協会、商工会、地域住民、鉄道等）との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施・協力を行うこと。

② 「施設名称」と連携した企画を実施するよう努めること。

③ 〇〇地域の観光案内やイベント案内を行うこと。

④ 地元町会の取組との連携を行うこと。

(10) 利用者等への安全確保

① 利用者への安全対策及び水難事故、〇〇事故、その他運営・管理上の事故に対する防止対策を図ること。

- ② 事業地周辺の道路における通行の安全を確保し、通行の支障とならないようにすること。
- ③ チラシ、看板及び巡回等により十分な対策をとり利用者や地域住民への安全を確保すること。

(11) 環境美化、地域への貢献

- ① 事業地内の清掃、草刈り及び剪定を行うこと。
- ② 事業地内の衛生管理を図ること。特に、ゴミは外部から見えないように収納し鳥獣などによる飛散を防ぐとともに悪臭が発生しないよう徹底すること。
- ③ 住宅地に近接した場所であることに配慮し、地域住民と協力体制をとり事業の運営にあたりとともに、地域の意見、要望に迅速かつ柔軟に対応すること。
- ④ 花火は禁止とする。また、騒音対策など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理すること。
- ⑤ 事業地内及び周辺において美化活動を実施している地域団体等との連携及び必要な支援を行うこと。
- ⑥ 設置施設や事務所、及び看板等は環境に配慮し自然に馴染む色彩を用いること。

(12) 第三者への対応

- ① 苦情等が発生した場合は、誠実に対応すること。
- ② 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて十分な賠償責任保険に加入すること。
- ③ 損害賠償が発生する事案が発生した場合、占有者へ速やかに報告すること。

(13) 建築物及び工作物等の設置

- ① 河川区域内に建築物及び工作物等を設置する場合は、河川占用許可が得られるもののみとする。
- ② 建築物及び工作物等は、河川管理者の許可のもと、法令を遵守し、安全構造上問題のないもののみを設置すること。
- ③ 新たに建築物及び工作物等を設置する場合、計画の段階で占有者へ協議すること。

(14) 事故等への対応

- ① 事業地内において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を行うこと。
- ② 事故等が発生した場合は、占有者へ速やかに報告すること。

(15) 法令遵守、報告

- ① 年1回以上、事業計画書及び実績報告書を協議会事務局に提出すること。(計画、実績については、事業内容、収支、利用者数、安全対策等とする。)
- ② 施設の利用状況等の報告を毎月行うこと。
- ③ 営業にあたり下記の関係法令を遵守すること。また、占有者からの運営上必要な指導に速やかに従うこと。
 - ア 河川法：河川区域の利用に関すること。
 - イ 建築基準法：建築物及び工作物等の建設・改修等に関すること。
 - ウ 消防法：建築物及び事業地内での火気器具の使用に関すること。
 - エ 食品衛生法：食品の取扱いに関すること。
 - オ 森林法：立木の伐採及び森林の所有者変更に関すること。
 - カ その他事業に関する法令

- ④ 河川管理者が、都市・地域再生等利用区域を指定した際に公表した「許可方針」、占用許可申請に基づく「許可条件」の内容を遵守すること。
- ⑤ その他、必要に応じて占用者へ随時報告及び協議を行うこと。

(16) 契約の解除

次の各号に該当する場合には施設使用契約を解除する。なお、施設使用契約を解除したときは、既納の河川占用料相当額を占用者は返還しない。

- ① (5) から (15) に規定する施設使用者が果たすべき事項を履行しないとき。
- ② 河川敷地等の占用期間が満了し、事業を終了したとき。
- ③ 河川占用料相当額について施設使用者が納付すべき経費の納付を怠り、かつ、催告を受けても納付しないとき。
- ④ 営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。
- ⑤ 占用者が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。
- ⑥ 施設使用契約の規定に重大な違反があったとき。
- ⑦ 施設使用者に起因する問題が発生し、占用者の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。
- ⑧ 河川管理上の支障、河川工事上の支障、その他公益上の支障により河川占用許可の取消等の処分があったとき。

(17) 原状回復義務

施設使用契約期間満了、又は(16)の規定による契約解除によって退去する場合は、施設使用者(契約期間満了後は元施設使用者)が原状回復のうえ明け渡すものとする。

(18) 損害賠償請求

- ① 施設使用契約期間の満了、又は施設使用契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を占用者、協議会及び河川管理者に請求することはできない。
- ② 施設使用者が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填又は補償を占用者、河川管理者等及び協議会に請求することはできない。

(19) 契約内容の変更

施設使用者は、施設使用契約の変更を占用者に申し出ることができる。この場合は占用者と協議のうえ、同意を得た内容についてのみ変更するものとする。

5 施設使用者の費用負担

施設使用者は、以下に掲げる費用を負担するものとする。ただし、(2)、(3)は条例に基づき徴収されるため、変更になる場合がある。

- (1) 「施設名称」の整備費及びそれに要する一切の費用
- (2) 施設使用料 (例) 売上の1%を下限とし、事業者が提案すること。
- (3) 河川占用料(埼玉県流水占用料等徴収条例による)
 - ア 建物の敷地の用に供する土地 年額 360円/m²
 - イ 工作物の敷地の用に供する土地 年額 160円/m²
 - ウ 河川敷地を原形のまま占用させる土地 1,500円/アール
- (4) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費(備品の購入、人件費、材料費等)

- (5) 清掃・環境・安全確保対策に関する費用
- (6) 原状回復費用
- (7) 町会費等、地元自治会への加入に要する費用
- (8) 周辺設備の共用に関して発生する費用

6 保証金

施設の明渡しにおいて、施設使用者が設置した工作物等（〇〇〇等）の撤去及び原状回復に関する費用相当額を、保証金として施設使用契約締結後に速やかに占有者に納入すること。

施設使用者が原状回復義務を履行した場合は、保証金を返還する。この場合において保証金には利子を付さない。

7 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表	令和	年	月	日()			
質問書受付	令和	年	月	日()	～	令和	年 月 日()
質問書回答	令和	年	月	日()			
応募書類受付	令和	年	月	日()	～	令和	年 月 日()
審査結果通知	令和	年	月	旬			
使用契約締結	令和	年	月	旬			

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ十分な資本金、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。

応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
 - ※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。
- ③ 応募書類提出時、市税、県税又は国税を滞納している者。

④ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合に、許認可等の条件となる免許を有していない者。

(3) 応募方法

受付期間内（令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）に（5）の応募書類を全て整えて協議会事務局（〇〇市（町村）〇〇課内）へ持参すること（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）。郵送、宅配便等での提出は不可。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を事務局に送付（FAX可）すること。

（質問書受付期間 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）午後5時必着）

回答は、令和 年 月 日（ ）正午までに、メール等により行う。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類

[基本]・・・各1部

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 企業等概要説明書
- ③ 定款（写し可）
- ④ 決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等）
- ⑤ 施設使用企画提案書

施設使用企画書、安全対策計画、水難防止対策計画、地域貢献計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、増水時対応計画、緊急連絡体制図、損害賠償対応計画、原状回復計画
（施設撤去計画、原状復帰方法、資金計画、原状回復等に係る見積書）

- ⑥ 施設図面等（平面図、立面図、イメージパース等）
- ⑦ 収支計画書（営業準備、運営、維持管理等）

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

(8) 施設使用者の決定

「施設使用者選定等委員会」（以下「選定委員会」という。）において応募者の中から、企画内容や経営状況を総合的に審査のうえ、施設使用の候補者（以下「候補者」という。）を決定する。

8 審査について

(1) 選定委員会

協議会の委員により構成される選定委員会が、次項に基づき審査する。

(2) 審査方法

書類審査とする。ただし、追加の資料提出及び再ヒアリングを行う場合がある。

(3) 審査基準

- ① 事業の安定性・継続性
- ② 事業の実効性・波及性
- ③ 地域、事業への理解度

(4) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、令和 年 月上旬を予定する。
- ② 審査結果は、各応募者に通知する。また、施設使用者として決定した者については、その名称等を公表する。
- ③ 審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは選定しない場合がある。

9 募集・選定に関する留意事項

(1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。

(2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を審査の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ③ 社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合

(3) ○○市（町村）が河川管理者に申請する河川占用許可申請が不許可となった場合については選定を実施しない、又は決定を取り消すことがある。

10 営業開始予定

候補者は、令和 年 月 日（ ）オープン（予定）に向け、開業準備を行うものとする。

11 占用者との使用契約締結

候補者は、施設使用後の運営に関して、占用者となる○○市（町）との間で、本要項及び提案内容に基づく施設使用契約書を締結すること。

12 問合せ先

〒○○○-○○○○

埼玉県○○市（△郡□町村）××番地

○○市（町村）役所 ○○課

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール

(様式第1号)

令和 年 月 日

〇〇〇〇市(町村)長 様

住 所

法人名

㊟

「(施設名称) 施設使用参加申請書

標記、募集要項の規定に基づき申請します。

1 事業の目的

.....

2 占用施設の面積

〇〇の敷地の用に供する土地 〇〇〇〇m²

3 使用期間

使用契約締結日から令和 年 月 日

4 提出書類(各1部)

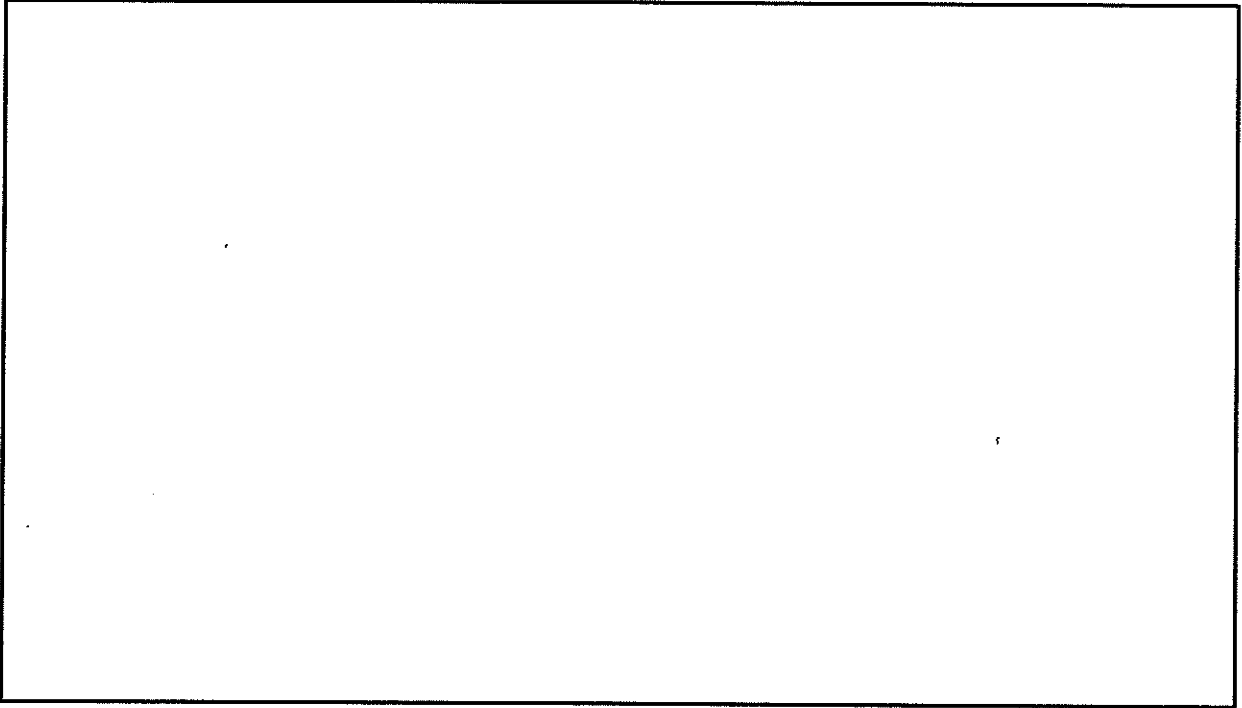
- (1) 参加申請書(様式第1号)
- (2) 企業等概要説明書
- (3) 定款(写し可)
- (4) 決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等)
- (5) 施設使用企画提案書

施設使用企画書、安全対策計画、水難防止対策計画、地域貢献計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、増水時対応計画、緊急連絡体制図、損害賠償対応計画、原状回復計画
(施設撤去計画、原状復帰方法、資金計画、原状回復等に係る見積書)

- (6) 施設図面等(平面図、立面図、イメージパース等)
- (7) 収支計画書(営業準備、運営、維持管理等)

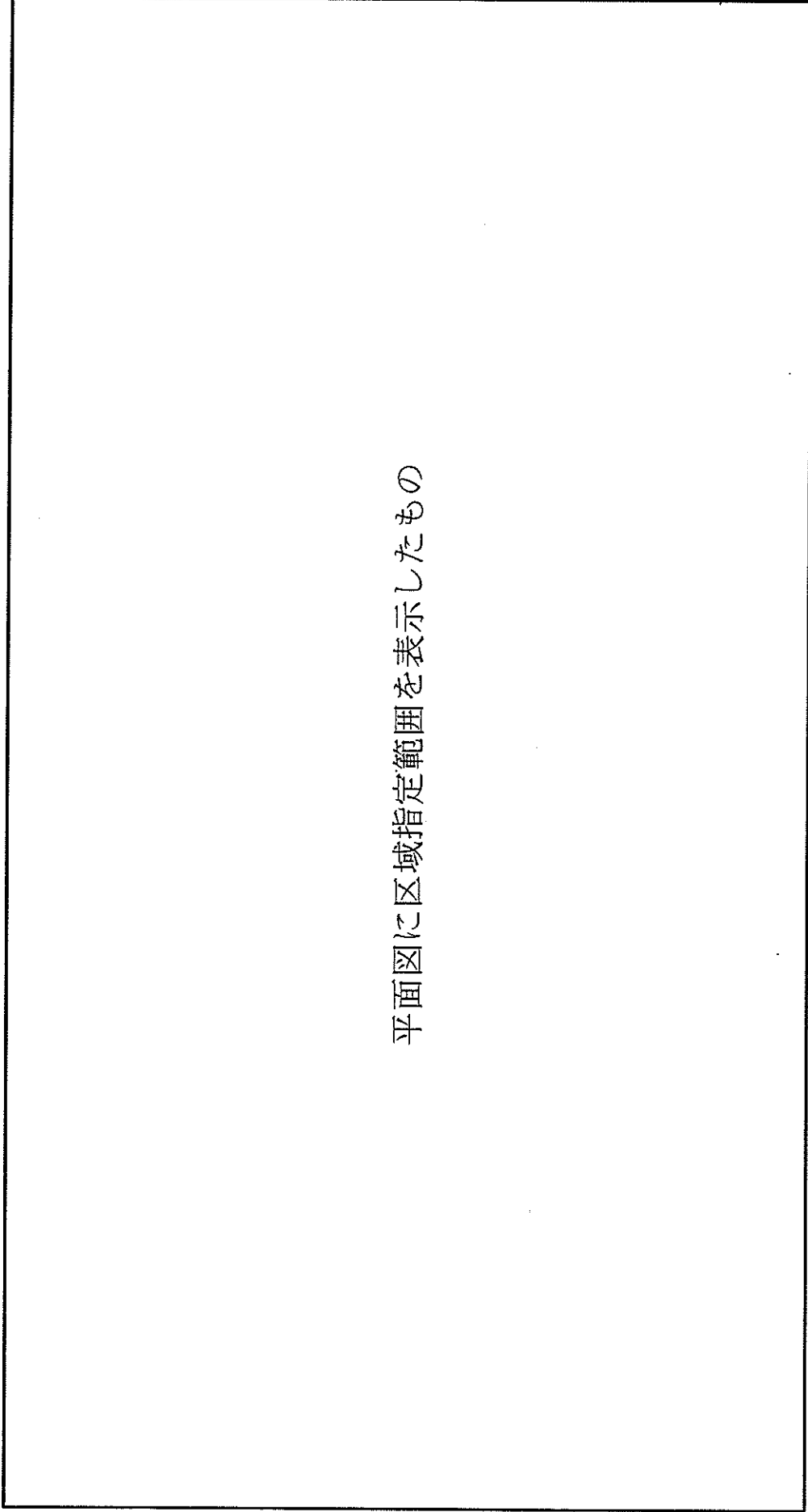
(別紙1)

位置図



(別紙2)

都市・地域再生等利用区域平面図



平面図に区域指定範囲を表示したもの

本事業における施設利用者については、以下の理由により

○○○○○○○○○○、との随意契約とする。

記

本事業は、「・・・・・・・・・・場」において、都市及び地域の再生等のために利用する施設として、地域の合意形成を図り、活性化拠点を創造することを目的としており、併せて周辺の施設や観光資源との相乗効果を促進し、地域密着型、地域協働型の事業展開を目指し、地域おこしを図ろうとするものであることから、この者以外との契約と比較して次の点が有利である。

①事業地に近接して・・・事業を既に行っており、近接地域を熟知し、既に周辺施設事業者と信頼関係が構築されており、十分な管理・利用調整能力があり、きめ細やかな対応が可能である

②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

④・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

〇〇市(町村)「施設名称」施設使用者選定評価採点調査(案)

NO	項目	審査に必要な資料等	内容	配点	採点	備考
①	事業の 安定性・継続性 (10点)	企業等概要説明書 収支計画書 定款 納税証明書等	1 経営状況は安定しているか	5		
			2 観光関連事業に精通し、本事業を継続できる能力があるか	5		
②	事業の 実効性・波及性 (25点)	施設使用企画提案書 プレゼンテーション等	1 提案内容は地域活性化に資する計画となっているか	5		
			2 計画内容は十分に練られており、実現性が高いか	5		
			3 観光客数の増加(周辺地域も含む)につながる具体的な提案となっているか	5		
			4 事業の趣旨に沿った斬新な提案があるか	5		
			5 資料は分かりやすいか、その説明は分かりやすいか	5		
③	地域、事業への 理解度 (15点)	施設使用企画提案書 プレゼンテーション等	1 本事業の仕組みを理解しているか	5		
			2 現場を熟知し、地域の実情を理解しているか	5		
			3 横瀬町及び周辺での地域活動等に貢献しているか、または貢献する姿勢があるか	5		
合 計				50		

採点基準	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通(基準点)	3
劣っている	2
非常に劣っている	1

※全委員の平均点が30点に満たない場合は、対象者としてしない。
 ※「非常に劣っている」(1点)の採点が一項目でもある場合(②-4を除く)は、対象者としてしない。
 ※施設使用者の選定は、得点の高い順に選定するものとする。
 ※同点の場合は、委員会で話し合いの上、会長が決定するものとする。

施設使用契約書（施設名称）

河川敷地占用許可準則第25第2項第1号の規定に基づき、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり施設使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本契約は、地域と協働しながら良好な水辺空間の保全確保及び周辺の恒常的な賑わい創出による地域活性化を図るために、都市・地域再生等利用区域の適正な施設使用について甲と乙において定める。

（事業地及び名称）

第2条 事業に使用できる区域は、一級河川〇〇川〇岸（埼玉県〇〇市（△郡□町村）××番地地先）の別添平面図に示す区域（以下「事業地」という。）とする。

2 名称は、「〇〇〇〇〇〇」とする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（施設使用の用途）

第4条 事業地内は、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、●●施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、●●●、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設（以下「施設名称」という。）の営業を行うことができるものとする。

（営業時間、定休日、周知、営業時間外の対策）

第5条 営業時間は、原則午前 時から午後 時までとする。ただし、季節、天候その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

2 乙は定休日を設定し又は変更する場合、あるいは臨時休業等をする場合は、現地での表示やホームページへの掲載するなど、利用者への周知を図るものとする。

3 乙は、営業時間外や定休日における水難事故、〇〇事故、その他運営・管理上の事故を防止するため、施設及び事業地内に人が侵入できないよう対策を講じるものとする。

（使用権の譲渡の禁止）

第6条 乙は、自ら営業するものとし、使用权の譲渡はできないものとする。

(乙の経費負担)

第7条 乙は、「施設名称」の運営に当たり次の各号掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 「施設名称」施設の整備費及びそれに要する一切の費用
- (2) 河川占用料相当額
- (3) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費(備品の購入、人件費、材料費等)
- (4) 清掃・環境・安全確保対策に関する費用
- (5) 原状回復費用
- (6) 周辺設備の共用に関して発生する費用
- (7) 「施設名称」の運営に係る一切の費用

2 前項第2号の河川占用料相当額は、毎年度開始後速やかに甲に納入するものとする。ただし、本事業を開始した初年度については、本契約締結後速やかに納入するものとする。

(保証金)

第8条 乙は、施設の明渡しにおいて、乙が設置した工作物等(〇〇〇等)の撤去及び原状回復に要する費用相当額〇〇〇,〇〇〇円を、保証金として本契約締結後に甲へ納入するものとする。

2 甲は、乙が第11条に規定する原状回復義務を履行した場合は、前項の保証金を乙に返還する。この場合において保証金には利子を付さない。

(甲が行う事項)

第9条 甲が行う事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 〇〇〇河川利用調整協議会(以下「協議会」という。)と協働して良好な水辺空間の保全確保及び周辺の恒常的な賑わいの創出による地域活性化の企画を行う。また、乙と連携して周辺の恒常的な賑わいの創出による地域活性化の企画を行う。
- (2) 第10条に定める乙が行うべき事項について、必要に応じて連携又は支援を行う。また、近隣住民との連絡調整を行う。
- (3) 乙からの各種報告等を河川管理者へ報告する。
- (4) 乙に対して運営上必要な指導を行う。

(乙が行う事項)

第10条 乙が行う事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設利用者への配慮

ア 目的を十分に理解して危険防止を常に意識し、雰囲気づくりに留意するとともに、良質な

サービスの提供に努める。

イ 施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努める。

ウ 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して利用者に損害があったときは責任をもって解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて利用者のための十分な賠償責任保険に加入する。

(2) 地域活性化の取組

ア 地域への回遊を促すため、協議会、自治会及び地域団体・企業（観光協会、商工会、地域住民、鉄道等）との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施・協力を行う。

イ 周辺観光施設等と連携した企画を実施するよう努める。

ウ ○○地域の観光案内やイベント案内を行う。

エ 地元町会等の取組との連携を行う。

(3) 利用者等への安全確保

ア 利用者等への安全対策及び水難事故、○○事故、その他運営・管理上の事故に対する防止対策を図る。

イ 事業地周辺の道路における歩行者の安全を確保し、通行の支障とならないようにすること。

ウ チラシ、看板及び巡回等により十分な対策をとり利用者や地域住民への安全を確保する。

(4) 環境美化、地域への貢献

ア 事業地内の清掃、草刈り及び剪定を行う。

イ 事業地内の衛生管理を図ること。特に、ゴミは外部から見えないように収納し鳥獣などによる飛散を防ぐとともに悪臭が発生しないよう徹底する。

ウ 住宅地に近接した場所であることに配慮し、地域住民と協力体制をとり事業の運営にあたりとともに、地域の意見、要望に迅速かつ柔軟に対応する。

エ 花火は禁止とする。また、騒音対策など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理する。

オ 事業地内及び周辺において美化活動を実施している地域団体等との連携及び必要な支援を行う。

カ 設置施設や事務所、及び看板等は環境に配慮し自然に馴染む色彩を用いる。

(5) 第三者への対応

ア 苦情等が発生した場合は、誠実に対応する。

イ 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて十分な賠償責任保険に加入する。

ウ 損害賠償が発生する事案が発生した場合、甲へすみやかに報告する。

(6) 建築物及び工作物等の設置

ア 事業のために設置する建築物及び工作物等は、河川区域外に設置するものとする。

イ 河川区域内に物件を設置する場合は上空に限り、河川占用許可が得られるもののみとする。

ウ 建築物及び工作物等は、河川管理者等、土地所有者の承認のもと、法令を遵守し、安全構造上問題のないもののみを設置する。

エ 新たに建築物及び工作物等を設置する場合は、計画の段階で甲へ協議する。

(7) 事故等への対応

ア 事業地内において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を行う。

イ 事故等が発生した場合は、甲へ速やかに報告する。

(8) 法令遵守、報告

ア 事業計画書及び実績報告書を甲に年1回以上提出する。(計画、実績については、事業内容、収支、利用者数、安全対策等とする。)

イ 施設の利用状況等の報告を甲に毎月行う。

ウ 営業にあたり下記の関係法令を遵守する。また、甲からの運営上必要な指導に速やかに従う。

a) 河川法：河川区域の利用に関すること。

b) 道路法：橋梁、歩道を含む道路の利用に関すること。

c) 建築基準法：建築物及び工作物等の建設・改修等に関すること。

d) 消防法：建築物及び事業地内での火気器具の使用に関すること。

e) 食品衛生法：食品の取扱いに関すること。

f) 森林法：立木の伐採及び森林の所有者変更に関すること。

g) その他事業に関する法令

エ 河川管理者が、都市・地域再生等利用区域を指定した際に公表した「許可方針」、占用許可申請に基づく「許可条件」の内容を遵守する。

オ その他、甲の求め、又は必要に応じて甲に随時報告及び協議を行う。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号に該当する場合には本契約を解除することができる。

(1) 第10条に規定する乙が行うべき事項が履行されないとき。

(2) 河川敷地等の占用期間が満了し、事業を終了したとき。

(3) 河川占用料相当額について乙が納付すべき経費の納付を怠り、かつ、甲の催告を受けても納付しないとき。

(4) 営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。

- (5) 甲が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。
- (6) 本契約の規定に重大な違反があったとき。
- (7) 乙に起因する問題が発生し、甲の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。
- (8) 河川管理上の支障、河川工事上の支障、その他公益上の支障により河川占用許可が取り消されたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、既納の河川占用料相当額等を乙に返還しない。
- 3 乙は、本契約の解除を1月前までに申し出ることにより本契約の解除ができる。

（原状回復義務）

第12条 契約期間満了、又は乙に起因する契約解除により退去する場合は、乙が原状回復のうえ返還するものとする。

（損害賠償請求）

第13条 乙は、契約期間の満了、又は本契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を甲、河川管理者等及び協議会に請求することはできない。

2 乙は、自己が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填又は補償を甲、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

（契約内容の変更）

第14条 乙は、本契約内容の見直し、変更を甲に申し出ることができる。この場合は甲乙協議のうえ、合意を得た内容についてのみ変更するものとする。

(誠実義務等)

第15条 甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨として誠実に履行しなければならない。

2 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立の証として契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印したうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市(町村)○○番地
○○市(町村)
○○市(町村)長 ○ ○ ○ ○

乙

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和 年 月 日

埼玉県知事

第1 都市・地域再生等利用区域

一級河川〇〇川の河川区域内で別図に示す区域（埼玉県〇〇市（町村）〇〇地先）

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、●●施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告版、広告柱、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、●●●、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設（準則第22第3項第11号）

2 許可方針

- (1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- (2) 占有許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可を受けた施設（以下「占有施設」という。）に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- (3) 占有施設及びその周辺においては、水難事故、転落事故、その他占有施設の運営・管理上の事故に対する対策を講じるとともに、清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。
- (4) 洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占有施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させること。
- (5) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上又は利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする。
- (6) 施設使用者に占有施設を使用させる場合は、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- (7) 施設使用者に占有施設を使用させることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の

保全、創出を図るための費用に充てること。

(8) 施設利用料の徴収及び活用状況を河川管理者に年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

(9) 標準的な許可条件は、次のとおりとする。

ア 標識等の設置

許可を受けた者は、〇〇県土整備事務所長（以下「所長」という。）の指示により許可期間中は占用区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置すること。

イ 法令等の遵守

許可を受けた者は、占用又は工事に当たり、河川法等の法令の規定及び次のウからソに掲げる条件を遵守すること。

ウ 工事費用等の負担

工事の施工及び占用に要する費用は、許可を受けた者が負担すること。

エ 工事の施工

工事の施工に当たっては、所長の指示に従うこと。

オ 工事の着手等の届出

許可を受けた者は、工事に着手するとき及び完了したときは所長に届け出て、検査を受けること。

カ 第三者への損害

工事施行中又は占用が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決に当たること。

キ 河川管理施設の損傷

許可を受けた者は、河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。当該河川管理施設の原状回復に要する費用は許可を受けた者が負担すること。

ク 工作物等の撤去計画書

工作物等を設置する場合、簡易的な構造で増水時には直ちに撤去できる構造とするとともに、増水に備えた撤去計画書を作成すること。

ケ 利用者の安全確保

水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。

コ 管理責任者

許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて所長に届け出ること。

サ 許可の取消し等

次の（ア）又は（イ）に該当するときは、所長は、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、又は新たに条件を付し、若しくは必要な施設の措置を命ずることがある。この場合は、その処分に従うこと。

（ア）河川法、これに基づく法令、県の条例若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。

（イ）占用又は工事が、河川管理上の支障を生じることとなったとき、河川工事上の支障があるとき、又は公益上の支障があるとき。

シ 許可の取消し等の後の措置

許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったときは、所長の指示するところにより許可を受けた者の費用の負担において、河川を原状に回復すること。また、当該原状回復終了後は、所長の検査を受けること。

ス 事実変更の届出

許可を受けた者が次の（ア）又は（イ）に該当するときは、その事実の生じた日から15日以内に所長に届け出ること。

（ア）住所又は氏名（法人にあっては、その名称）を変更したとき。

（イ）許可を受けた行為を廃止したとき。

セ 許可の内容の変更

許可を受けた者が許可の内容を変更しようとするときは、改めて許可の申請をすること。

ソ 更新の手続

占用期間が満了し、なお引き続き占有しようとする場合は、占用期間満了前30日までに改めて許可の申請をすること。

第3 都市・地域再生等占用主体

1 都市・地域再生等占用主体

〇〇市（町村）（準則第22第4項第1号に掲げる者）

2 施設使用者の要件

施設使用者は、次のアからエに掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又破産者で復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する者

（ア） 法第2条第6号に定める暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

（イ） 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」という。

（ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 次の（ア）又は（イ）に掲げる税金を滞納している者

（ア） 法人等の場合

法人税、消費税及び地方消費税

主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び法人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

(イ) 個人事業主の場合

所得税、消費税及び地方消費税

主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び個人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

エ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者

※ 施設使用者とは、準則第25第1項及び第3項の規定に基づき、都市・地域再生等占用施設について公的占有者と使用契約を締結して使用する者をいう。

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

埼玉県・・・県土整備事務所長 様

申請者 住 所 埼玉県〇〇市（町村）〇〇番地
氏 名 ……市（町村）
…………市（町村）長 ○ ○ ○ ○

(連絡先・TEL)
…………市（町村）…………
電話

別紙のとおり河川法第24条の許可を申請します。

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(工作物の新築、改築、除去)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称または種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除去)」の箇所には、該当するもの記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築または除去にあつては「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(添付図書)

- 1 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1の位置図
- 3 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- 4 工作物の設計図(工作物の除去にあつては、構造図)
- 5 工事の実施方法を記載した図書
- 6 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 7 工事費概要書
- 8 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除去を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す図面
- 9 新築等に係る行為又は事業に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 10 その他参考となるべき事項を記載した図書

<報道発表資料>

令和 年 月 日

施設名称及び施設の内容

(例) 飯能河原にバーベキュースポット「リバランタ」
～水辺空間とことん活用プロジェクト第 弾～

埼玉県では、河川敷地を活用して地域の活性化を図る市町村を支援するため、「水辺空間とことん活用プロジェクト」による河川敷地の有効活用を推進しています。

このプロジェクトによる施設として「(施設名称：(例) 飯能河原)」(河川名・市町村名)に店舗等名称：(例) バーベキュースポット「リバランタ」が●月●日(●曜日)にオープンします。

アピールポイント(例) 豊かな森と川に包まれた飯能河原で「川の国埼玉」を満喫しませんか！

「(施設名称：(例) 飯能河原)」の概要

- 開業日 令和 年 月 日(曜日)
- 場 所 一級河川 ○○川(○○市(町)○○番地)
- 施 設

(例) ときたまひみつきちCOMORIVER

- ・BBQ&キャンプ「リバーサイドキャンプときがわ」
スタンダードサイト：4組 グランピングサイト：2組
- ・カフェ「ときたまカフェ」 約50席
- ・宿泊施設「グランピングキャビン&BBQ COMORIVER」 4部屋

■ アクセス

- ・電車 ○○線「○○駅」から徒歩約11分
- ・車 ○○自動車道「○○IC」から約20分

「問合せ先」

■ 施設に関すること

- ・施設使用者名 電話番号
- ・施設使用者Webページアドレス

■ 水辺空間とことん活用プロジェクトに関すること

- ・埼玉県県土整備部水辺再生課 電話：048-830-5112

Webページアドレスページアドレス（都市・地域再生等利用区域の指定）

- ・〇〇市（町村）〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和 年度事業実績 (施設名称)

取組実績

月日	営業・イベント等名称	主な内容	入込客数 (人)

会議実績

月日	会議名	主な内容

.....

収支

月日	内容等	収入 (千円)	支出 (千円)
計			

(記入例)

令和 年度事業実績 (施設名称)

取組実績

月日	営業・イベント等名称	主な内容	入込客数 (人)
4～11月	バーベキュー場	駐車場、区画、食材、備品等	・・・
8.20	・・・イベント	水辺カフェ	・・・
8.30	・・・イベント		・・・

会議実績

月日	会議名	主な内容
	・・・協議会 (第5回)	施設利用者の選定
	・・・協議会 (第6回)	R1 事業実績、R2 事業計画

.....

収支

月日	内容等	収入 (千円)	支出 (千円)
4～11月	駐車場 (5000台)	・・・	
4～11月	バーベキュー (・・・) 2000区画	・・・	
4～11月	バーベキュー (・・・) 3000区画	・・・	
4～11月	直接売上：食材 (・・・) 200食	・・・	
4～11月	備品貸出 (・・・) 200台	・・・	
8月	出店料金：売店 (4店×8日)	・・・	
4月	備品購入 (・・・)		・・・
4月	・・・購入 (・・・)		・・・
4月	占用料		・・・
8月	地元への還元費用 (例：環境美化費用負担)		・・・
計		・・・	・・・

令和 年度利用状況 (施設名称)

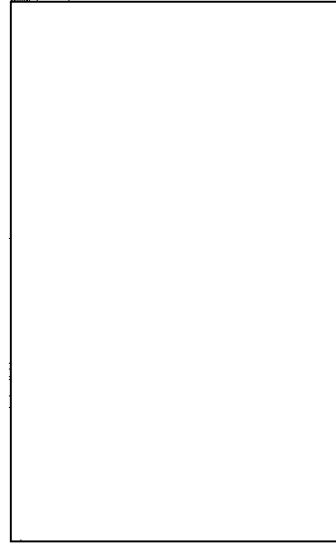
施設利用者数 (人)・・・利用施設名 ()

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R○年度												
R												
R												
R												

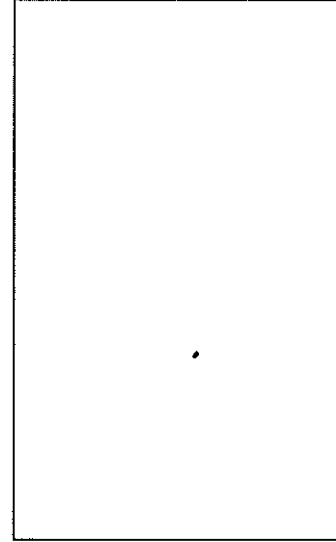
○○広場全体における入込客数 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R○年度												
R												
R												
R												

活動状況写真 1



活動状況写真 2



令和 年度の課題と対応 (施設名称)

課題	対応

令和 年度事業計画（施設名称）

事業・取組

月日	営業・イベント等名称	主な内容	入込客見込人数（人）

会議

月日	会議名	主な内容

.....

収支

月日	内容等	収入（千円）	支出（千円）
計			

(記入例)

令和 年度事業計画 (施設名称)

事業・実績

月日	営業・イベント等名称	主な内容	入込客数 (人)
4～11月	バーベキュー場	駐車場、区画、食材、備品等	・・・
8.20	・・・イベント	水辺カフェ	・・・
8.30	・・・イベント		・・・

会議

月日	会議名	主な内容
	・・・協議会 (第5回)	施設利用者の選定
	・・・協議会 (第6回)	R1 事業実績、R2 事業計画

.....

収支

月日	内容等	収入 (千円)	支出 (千円)
4～11月	駐車場 (5000台)	・・・	
4～11月	バーベキュー (・・・) 2000区画	・・・	
4～11月	バーベキュー (・・・) 3000区画	・・・	
4～11月	直接売上：食材 (・・・) 200食	・・・	
4～11月	備品貸出 (・・・) 200台	・・・	
8月	出店料金：売店 (4店×8日)	・・・	
4月	備品購入 (・・・)		・・・
4月	・・・購入 (・・・)		・・・
4月	占用料		・・・
8月	地元への還元費用 (例：環境美化費用負担)		・・・
計		・・・	・・・

安全対策計画

I 異常気象時の対応

1 対応判断体制・伝達方法

- 対応判断機関 施設使用者
- 判断材料・収集方法 気象情報・気象庁ホームページ
(インターネット、スマートフォン)
- 伝達方法 連絡網により伝達

2 対応内容

(1)避難誘導

(2)工作物撤去

- 撤去対象物 河川敷地内の客席、テント等
- 撤去手段 (施設使用者)による直接撤去(人力)
- 撤去先 (河川区域外)
- 所要時間 ●分以内

3 対応基準

	営業		施設撤去			利用者避難	
	中止	再開	準備	開始	設置	開始	解除
雨	大雨注意報 発令	大雨注意報 解除	大雨注意 報発令	大雨警報 発令	大姉注意 報解除	大雨注意報 発令	大雨注意報 解除
風							
洪水	洪水注意報 発令 河川水位 ●m以上	洪水注意報 解除 河川水位 ●m以下	洪水注意 報発令 河川水位 ●m以上	洪水注意 報発令 河川水位 ●m以上	洪水注意 報解除 河川水位 ●m以下	洪水注意報 発令 河川水位 ●m以上	洪水注意報 解除 河川水位 ●m以下
地震	震度●以上	揺れが収ま り施設に異 常がないこ とを確認し た時	—	—	—	震度●以上	揺れが収ま り施設に異 常がないこ とを確認し た時
その他	施設及び利 用者への危 険が予想さ れる場合	危険の恐れ がないと判 断した時	—	施設及び 利用者へ の危険が 予想され る場合 休業時	危険の恐 れがない と判断し た時	施設及び利 用者への危 険が予想さ れる場合	危険の恐れ がないと判 断した時

安全対策計画

II 水難事故防止の対応

- 受付時における説明
- 来場者へのチラシ配付
- 巡回監視及び注意喚起
- 注意看板の設置
- 施設の閉鎖

III 緊急連絡先

占有者（市町村）施設使用者、河川管理者（県土整備事務所管理担当）、消防（救急）、警察、その他関係機関（医療機関、レッカー等）

※ その他、河川や施設の特性に応じて必要な対策を講じること

水辺空間とことん活用プロジェクトQ&A

Q1. 埼玉県で既に開業している場所がありますか

- 埼玉県で既に開業している場所は別紙（P120～）のとおりです。

【都市・地域再生等利用区域について】

Q2. 区域が指定されないと出店できないのですか

- 都市・地域再生等利用区域として指定されないと出店できません。

Q3. 区域は誰が指定するのですか

- 埼玉県（河川管理者）が地域の合意などを確認した上で指定します。

Q4. 既に指定した区域がありますか

- 埼玉県では以下の11か所を「都市・地域再生等利用区域」に指定しています。

（令和2年1月現在）

都幾川（ときがわ町）／ときがわ町川の広場

入間川（飯能市）／名栗弁天河原河川広場

大落古利根川（春日部市）／大落古利根川河川広場

荒川（寄居町）／かわせみ河原

荒川（皆野町）／親鼻橋河原河川広場（みな親鼻河原）

神流川（神川町）／秩父瀬神流パーク

横瀬川（横瀬町）／道の駅あしがくぼ

入間川（飯能市）飯能河原及び周辺（飯能河原ステージ広場／リバランタ）

都幾川（ときがわ町）／ときがわ町グランピングプロジェクト（ときたまひみつきち COMORIVER）

荒川（秩父市）／秩父ジオグラビティパーク

入間川（狭山市）／入間川河川敷中央公園

Q5. どのように指定するのですか

- 市町村から提出された「都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書」について、埼玉県が河川敷地の適正利用、河川敷地占用許可準則に適合しているかなどの審査を行い、地域の合意を確認した上で指定します。

Q6. 市町村が提出する要望書は、どのような要件が整えば埼玉県へ提出することができるのですか

- 地元市町村のまちづくり計画や地域振興計画などに基づき、地元市町村が設置した河川利用調整協議会で「地域活性化等方針」「利用区域」、「占用施設の内容」、「占用主体」、「今後のスケジュール」等が決定すれば埼玉県へ提出することができます。

Q7. 出店希望者が市町村へ働きかければ、市町村は要望書を埼玉県に提出してくれるのですか

- 地域活性化等に資することを前提として、市町村が埼玉県と事前調整を行なった上で、出店内容と地域に与える影響等を総合的に判断することになります。

【河川利用調整協議会について】

Q8. どこが設置して運営するのですか

- 原則、市町村が設置し、事務局となって運営します。

Q9. 協議会はどのような構成になるのですか

- 関係市町村、地域住民、埼玉県、学識経験者等によって構成されます。各区域によって目指すべき姿や実情が異なることから、その区域にふさわしい人選を行います。

Q10. 民間事業者（出店希望者）は、協議会の構成員になれますか

- 原則、構成員にはなれません。ただし、協議会が認める場合は、その限りではありません。

Q11. 既に設置されている協議会はありますか

- 「水辺空間とことん活用プロジェクト」に係る河川利用調整協議会は、以下のとおり埼玉県内に「12」の協議会が設置されています。（令和2年1月現在）
 - ときがわ町川の広場河川利用調整協議会（都幾川・ときがわ町）
 - 名栗弁天河原河川広場利用調整協議会（入間川・飯能市）
 - 大落古利根川河川広場利用調整協議会（大落古利根川・春日部市）
 - 寄居町かわせみ河原利用調整協議会（荒川・寄居町）
 - 親鼻橋河原河川広場利用調整協議会（荒川・皆野町）
 - 横瀬町横瀬川利用調整協議会（横瀬川・横瀬町）
 - 神川町神流川利用調整協議会（神流川・神川町）
 - 飯能河原利用調整協議会（入間川・飯能市）
 - ときがわ町旧農村文化交流センター及びその周辺の河川利用調整協議会（都幾川・ときがわ町）
 - 狭山市入間川河川敷地利用調整協議会（入間川・狭山市）
 - 秩父市三峰口駅周辺荒川利用調整協議会（荒川・秩父市）
 - さいたま市美園地区河川利用調整協議会（綾瀬川・さいたま市）

Q12. 協議会の役割は何ですか。

- 区域指定に向けた合意形成、民間事業者（出店者）の選定、広報、事業の効果検証などを行います。

【出店について】

Q13. 誰でも出店できますか。

- 協議会が作成する公募要項によります。協議会で決定した条件に合致し、選定されれば出店できます。

Q14. 出店にはどのくらいの時間がかかりますか。

- 出店には、「水辺空間とことん活用プロジェクトについて」の「占用許可手の流れ」の手続を経る必要があります。占用しようとする河川や周辺環境の状況、利用しようとする施設の内容によって手続や協議内容が異なりますので、出店までに要する時間は一概には言えません。

Q15. 出店できる施設は「オープンカフェ」、「イベント広場」、「キャンプ場」、「バーベキュー場」、「船着場」、「移動販売」だけですか。

- 都市及び地域の再生等に資する目的の施設（治水上支障のないものに限る。）であれば、その他の施設も出店は可能です。詳しくは「河川敷地占用許可準則」の第22第3項をご覧ください。

Q16. 河川敷地占用許可準則の第22第3項で、「船舶係留施設」が可能となっていますが、流水上の船の係留も可能ですか。

- 水面係留は、原則として認めていません。
- 河川構造令に基づいた栈橋等を設置し、陸上保管を条件として、一時的な係留は認められる場合があります。

Q17. 出店は、どの河川でも可能ですか。

- 「水辺空間とことん活用プロジェクト」は、埼玉県が管理する一級河川（151河川）が対象です。（治水上支障のない区域に限る。）
- 国や市町村が管理する河川は、それぞれの河川管理者にお問合せください。
- 埼玉県が管理する河川を確認したい場合は、「県土整備事務所管轄区域図」を参考に県土整備事務所の管理担当までお問合せください。

Q18. 治水上支障のない区域とはどのような区域ですか。

- 洪水時に、流水に影響を与えず、流水の阻害とならない区域です。
- また、河川の維持管理上、パトロール等の支障にならない区域です。具体的には、各県土整備事務所の管理担当にお問合せください。

Q19. 埼玉県が管理する一級河川のどこでも出店できますか。

- 埼玉県が「都市・地域再生等利用区域」に指定した場所に限られます。
- 「都市・地域再生等利用区域」は、市町村から「都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書」の提出を受け、河川敷地の適正利用、河川敷地占用許可準則に適合している

かなどの審査を行なった上で、地域の合意が得られた場合に、埼玉県が指定します。

Q20. 利根川など国が管理する河川に出店したい場合はどうすればよいのですか。

- 国の河川事務所にお問合せください。

Q21. 一級河川と砂防河川が重複指定されている場合は出店できますか。

- 砂防法の適用されている河川は対象となっていないので、出店できません。

Q22. 年間どのくらいの費用がかかりますか。

- 河川敷地の利用に当たり「河川占用料」がかかります。河川占用料は、下表のとおりです。
- このほか、民間事業者が負担する費用として、占用区域や周辺の除草、清掃など環境保全に要する費用、水難事故防止、交通事故防止などの安全対策費用、管理瑕疵に対する損害賠償、河川敷地の原状回復費用、地域貢献に関する費用（事業協賛金）等があります。

河川占用料

区分	占用施設の例	占用料
建物の敷地の用に供する土地	飲食店、売店、オープンカフェ等	年額 360 円／平方メートル
工作物の敷地の用に供する土地	移動販売車、簡易販売施設（テント、屋台等）、自動販売機 飲食店等に付帯する軽易な設置物（イス、テーブル等） イベント施設、洗い場、便所等	年額 160 円／平方メートル
河川敷地を原形のまま占用させる土地	広場、キャンプ場、バーベキュー場及びこれらに付属する駐車場等	年額 1,500 円／アール ※1 アール=100 平方メートル

Q23. 河川の敷地は誰からどのように借りるのですか。

- 市町村等公的団体が埼玉県から河川法に基づく占用許可を受け、占用者と民間事業者（出店者）との間で施設使用契約を締結することにより使用することができます。

Q24. 使用できる期間はいつまでですか。

- 河川敷地を占用する施設を考慮し、10年以内の期間で河川管理者が定めます。
- また、更新については、協議会の了解と河川管理者である埼玉県の許可を得れば可能です。

Q25. オープンカフェなどの設置形態には、こういったものがありますか。

- 原則として河川敷地に隣接する飲食店がパラソルやイス等だけを河川敷地に設置する形態（地先利用型）となります。
- 河川区域やその周辺での工作物の設置は様々な規制があります。工作物を設置したい場合は、県土整備事務所管理担当に事前にお問合せください。

Q26. 水道・ガス・下水道の整備は可能ですか。

- 河川区域やその周辺での工作物の設置は様々な規制があります。工作物を設置したい場合は、県土整備事務所管理担当に事前にお問合せください。

Q27. 建物を造らないで営業することは可能ですか。

- ケータリングカー（移動販売車）やテントでの営業が可能です。ただし、協議会が認めた場合に限りです。
- また、営業形態により食品衛生法、食品衛生に関する条例に基づいた許可が必要となる場合がありますので、管轄する保健所に相談の上、適切な手続を行なってください。

Q28. 河川敷地の整地などの工事が発生する場合、誰が実施するのですか。

- 出店を希望する民間事業者または市町村が、治水上支障のない範囲で、整地等の工事を実施することは可能です。ただし、河川管理者である埼玉県の許可が必要となります。

Q29. 占用期間内で閉店する場合はどうなりますか。

- 閉店する場合は、速やかに店舗を撤去し、原形回復の上、返還することになります。

【その他】

Q30. 手続等がよく分からないのですが、どこに聞けばいいですか。

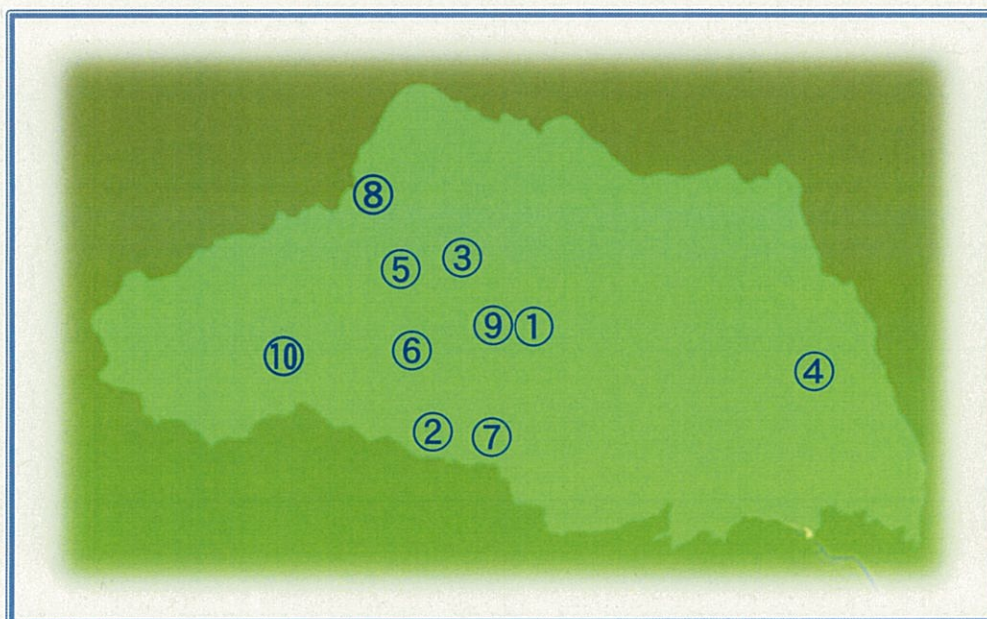
- 河川敷地を活用したい場合は、河川敷地の所在市町村にご相談ください（「都市・地域再生等利用区域」の指定は、地元市町村からの要望を前提としています。）
- 県が管理する一級河川の場所や、治水上支障がないか等についてのご質問は、県土整備事務所の管理担当にお問合せください。

Q31. 他県等での類似の例はありますか。

- 東京都、大阪府、広島県など他県でも河川敷地の民間利用の事例はあります。
- 詳しくは、国土交通省や各都道府県のホームページで「都市・地域再生等利用区域」を検索してください。



水辺空間とことん活用による開業一覧

[令和2年1月現在]



①		河川名	都幾川/ときがわ町
		名称	ときがわ町川の広場
		種別	バーベキュー施設
		案内	Web ときがわ町「川の広場バーベキュー場」 TEL ふれあいの里たまたがわ 0493-65-1171 (9時~17時) TEL ときがわ町産業観光課 0493-65-1532 (平日)
		備考	平成25年7月開業
②		河川名	入間川/飯能市
		名称	名栗井天河原河川広場
		種別	バーベキュー施設
		案内	Web 名栗井天河原河川広場 TEL 河川広場管理棟 042-979-1528 (土、日、祭) TEL 飯能市観光・エコツーリズム推進課 042-973-2124 (平日)
		備考	平成25年7月開業
③		河川名	荒川/寄居町
		名称	かわせみ河原
		種別	バーベキュー施設
		案内	Web 寄居町観光協会「かわせみ河原」 TEL 寄居町観光協会 048-581-3012 TEL 寄居町商工観光事業誘致課 048-581-9998 (平日)
		備考	平成26年7月開業

④		河川名	大落古利根川／春日部市
		名称	大落古利根川河川広場
		種別	イベント広場
		案内	<p>WEB 春日部市商工会議所 「大落古利根川河川広場」</p> <p>TEL 春日部市商工会議所 048-763-1122</p> <p>TEL 春日部市河川課 048-736-1111 (内線 3464) (平日)</p>
		備考	平成26年7月開業
⑤		河川名	荒川／皆野町
		名称	親鼻橋河原河川広場「みなとの親鼻河原」
		種別	バーベキュー施設
		案内	<p>WEB みなとの親鼻河原</p> <p>TEL JAちちぶ 0494-63-2020</p> <p>TEL 皆野町産業観光課、0494-62-1462 (平日)</p>
		備考	平成27年5月開業
⑥		河川名	横瀬川／横瀬町
		名称	横瀬川河川敷「あしがくぼバーベキュー場」
		種別	バーベキュー施設
		案内	<p>WEB 歩案里(ぶら〜り)よこぜ 「道の駅果樹公園あしがくぼ」</p> <p>TEL 道の駅果樹公園あしがくぼ 0494-21-0299</p> <p>TEL 横瀬町役場振興課 0494-25-0114 (平日)</p>
		備考	平成28年7月開業
⑦	 	河川名	入間川／飯能市
		名称	飯能河原及び周辺「ステージ広場」「リバランタ」
		種別	バーベキュー施設イベント広場
		案内	<p>WEB 奥むさし飯能観光協会(ステージ広場)</p> <p>WEB リバランタ</p> <p>TEL 奥むさし飯能観光協会 042-980-5051</p> <p>TEL 飯能市観光・エコツーリズム推進課 042-973-2124 (平日)</p>
		備考	<p>ステージ広場 平成29年4月開業</p> <p>リバランタ 平成29年8月開業</p>
⑧		河川名	神流川／神川町
		名称	神流川河川敷「秩父瀬神流パークバーベキュー場」
		種別	バーベキュー施設
		案内	<p>WEB 秩父瀬神流パークバーベキュー場</p> <p>TEL ふぁーむニコ(道のオアシス神泉) 0274-52-3332</p> <p>TEL 神川町経済観光課 0495-77-0703 (平日)</p>
		備考	平成29年4月開業

⑨		河川名	都幾川／ときがわ町
		名称	都幾川河川敷（ときがわ町グランピングプロジェクト） 「ときたまひみつきちCOMORIVER（コモリバ）」
		種別	グランピング、バーベキュー、カフェ等複合施設
		案内	WEB ときたまひみつきちCOMORIVER（コモリバ） TEL 榑温泉道場 0493-81-5477 TEL ときがわ町企画財政課 0493-65-0404（平日）
		備考	平成30年7月開業
⑩		河川名	荒川／秩父市
		名称	秩父ジオグラビティパーク
		種別	キャニオンウオーク等アクティビティ施設
		案内	WEB 秩父ジオグラビティパーク TEL Geo Gravity Park Chichibu(株) 050-5305-6176 (ジオグラビティパークちちぶ) TEL 秩父市観光課 0494-25-5209（平日）
		備考	平成31年3月、6月一部開業